

○普通財産の管理処分等業務に係る業務委託取扱要領について

〔平成11年7月1日〕
蔵理第2616号

改正 平成12年12月26日蔵理第4612号
同 13年 3月30日財理第1296号
同 14年11月20日同 第4276号
同 15年 1月 6日同 第4817号
同 16年12月27日同 第4745号
同 18年 4月28日同 第1716号
同 19年 3月 9日同 第 935号
同 20年 4月21日同 第1739号
同 21年 1月30日同 第 329号
同 21年 2月19日同 第 585号
同 22年 1月19日同 第 216号
同 22年11月17日同 第4921号
同 26年 3月27日同 第1596号
同 27年 9月14日同 第3894号
同 28年 9月 8日同 第2981号
令和元年10月25日同 第3575号
同 2年11月17日同 第3633号
同 2年12月18日同 第4097号
同 3年 2月17日同 第 510号
同 3年 9月21日同 第3258号
同 4年 6月 9日同 第2027号
同 5年 6月20日同 第1787号

大蔵省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

普通財産の管理処分等業務については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）及び国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画（平成11年4月27日閣議決定）に基づき、会計法令等で国が自ら実施するものを除き、業務委託を推進し、その減量、効率化を図る必要がある。

当該業務に係る業務委託の具体的な取扱いは、別紙「普通財産の管理処分等業務に係る業務委託取扱要領」によることとしたので、業務委託の推進に努められたい。

なお、昭和42年3月30日付蔵国有第594号「普通財産の売払い等又は貸付けに関する仲立委託取扱要領について」通達は平成12年3月31日をもって廃止する。

目 次

別紙 普通財産の管理処分等業務に係る業務委託取扱要領

別添 1 委託業者選定手続

別添 2 財務局の普通財産の管理処分等業務における競争入札実施要項

別紙 1 対象地域及び対象業務一覧

別紙 2 仕様書

別紙 3 主な管理処分等業務の流れ

別紙 4 提案書

別紙 5 管理処分等業務を実施する者を決定するための評価基準

別紙 6 従来の実施状況等について

別添 3 評価基準

(参考)

- ・ 入札公告
- ・ 入札説明書（別紙「委託費等」を含む）
- ・ 入札参加申込書
- ・ 入札書
- ・ 内訳書
- ・ 委託業者選定評価委員会の設置及び運営に関する要綱

別紙第 1 号様式 普通財産の管理処分等業務委託契約書

別紙 1 内訳書

別紙 2 個人情報に関する取扱い

別紙 3 業務委託グループ協定書

別紙第 2 号様式－ 1 お知らせ（売払い、譲与、交換又は新規貸付の契約に係る業務）

別紙第 2 号様式－ 2 お知らせ（貸付料改定及び契約更新に係る業務）

別紙第 2 号様式－ 3 お知らせ（取得時効の処理業務）

別紙第 2 号様式－ 4 お知らせ（誤信使用財産等の境界確定に係る補助業務）

別紙第 2 号様式－ 5 お知らせ（管理委託財産の契約更新業務）

別紙第 2 号様式－ 6 お知らせ（無償貸付契約の改定・更新に係る業務）

別紙第 3 号様式 委託財産目録

別紙第 4 号様式 身分証明書

別紙第 5 号様式 既往使用料納付確約書

別紙第 6 号様式 遠隔地所在財産の現況等調査費報告書

別紙第 7 号様式 業務日誌

別紙第 8 号様式－ 1 委託財産整理簿（売払い、譲与、交換又は新規貸付の契約に係る業務）

別紙第 8 号様式－ 2 委託財産整理簿（貸付料改定及び契約更新に係る業務）

別紙第 8 号様式－ 3 委託財産整理簿（取得時効の処理業務）

別紙第 8 号様式－ 4 委託財産整理簿（誤信使用財産等の現況調査等業務）

- 別紙第 8 号様式－ 5 委託財産整理簿（国有財産台帳価格改定業務）
- 別紙第 8 号様式－ 6 委託財産整理簿（管理委託財産の契約更新業務）
- 別紙第 8 号様式－ 7 委託財産整理簿（その他一般管理業務）
- 別紙第 9 号様式 委託財産の現況及び権利関係等に関する調査書
- 別紙第 10 号様式 貸付財産の現況及び買受意向等に関する調査書
- 別紙第 11 号様式－ 1 委託財産処理実績報告書（売払い、譲与、交換又は新規貸付の契約に係る業務）
- 別紙第 11 号様式－ 2 委託財産処理実績報告書（貸付料改定及び契約更新に係る業務）
- 別紙第 11 号様式－ 3 委託財産処理実績報告書（取得時効の処理業務等）
- 別紙第 11 号様式－ 4 委託財産処理実績報告書（誤信使用財産等の現況調査等業務等）
- 別紙第 11 号様式－ 5 委託財産処理実績報告書（国有財産台帳価格改定業務）
- 別紙第 11 号様式－ 6 委託財産処理実績報告書（管理委託財産の契約更新業務）
- 別紙第 11 号様式－ 7 委託財産処理実績報告書（遠隔地所在財産の現況等調査費等）

別 紙

普通財産の管理処分等業務に係る業務委託取扱要領

第 1 委託業務の範囲

財務局長、福岡財務支局長又は沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する業務について、業務委託を行うものとする。

なお、財務局長等は、委託業務及び対象地域を定めるに当たって、より競争性が発現されるよう配慮しなければならない。

- 1 普通財産の売払い、譲与、交換、取得時効の処理及び貸付け（以下「管理処分」という。）に関する契約等に係る業務
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 99 条第 22 号並びに予算決算及び会計令臨時特例（昭和 21 年勅令第 558 号）第 5 条第 1 項第 2 号を適用して売払い又は貸付けをすることができる財産のうち、予算決算及び会計令第 102 条の 4 本文及び予算決算及び会計令臨時特例第 5 条第 2 項本文の規定に基づく財務大臣との協議が包括的に整っている場合に該当するもの
 - (2) 予決令第 99 条第 21 号に基づく公共随契に係る時価貸付契約の改定・契約更新業務及び港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）に基づく時価貸付契約の改定・契約更新業務、無償貸付契約に係る改定・契約更新業務
 - (3) 国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 28 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づき譲与するもの
 - (4) 国有財産法第 27 条第 1 項の規定に基づき交換するもののうち、昭和 40 年 4 月 1 日付蔵国有第 666 号「宅地等造成地内に所在する旧里道畦畔等の処理について」通達記 3(2)の二の（ハ）に該当するもの及び国有財産特別措置法（昭和 27 年法律第 219 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき交換するもの
 - (5) 誤信使用財産等の占有者から所有権の取得時効が援用された財産のうち、平成 13 年 3 月 30 日付財理第 1268 号「取得時効事務取扱要領」通達第 3 の 5 により処理するもの
 - (6) 昭和 51 年 6 月 26 日付蔵理第 2774 号「普通財産を電柱等の敷地として使用させる場合の取扱いについて」通達に基づき、貸付するもののうち契約更新に係る業務
- 2 誤信使用財産等の現況調査等に係る業務
 - (1) 平成 13 年 3 月 30 日付財理第 1267 号「誤信使用財産取扱要領」通達記の第 1 の 1 に定義する誤信使用財産
 - (2) 平成 16 年 11 月 1 日付財理第 3936 号「旧法定外公共物に関する境界確定事務等取扱要領」通達記の 1 の(2)に定義する境界確定が必要な財産
 - (3) 昭和 33 年 4 月 25 日付蔵管第 1222 号「普通財産実態調査事務の処理について」通達の別冊「普通財産実態調査事務処理要領」の定めるところにより実態調査を行う財産
 - (4) その他財務局長等が調査等を行う必要があると判断した財産
- 3 国有財産台帳価格改定に係る業務
財務省所管普通財産（土地）の台帳価格改定において、相続税評価方式（路線価方式・

倍率方式)により台帳価格を算定することとされている財産

4 管理委託財産の契約更新に係る業務

昭和48年10月23日付蔵理第4676号「普通財産の管理を委託する場合の取扱いについて」通達及び昭和37年2月24日付蔵管第388号・港管第266号「国有港湾施設等処理要領について」通達に基づき管理委託するもののうち、契約更新に係る業務

第2 委託業者の選定及び業務委託契約の締結

1 財務局長等は、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6第2項に規定する方法により競争入札を実施することとし、各財務局において実情を踏まえ、委託業務及び対象地域等の見直しの要否等の検討を行った上で、別添1「委託業者選定手続」及び別添3「評価基準」により委託業者を選定するものとする。

上記の競争入札を実施しても委託業者の選定ができなかった場合は、直ちに再度入札を行うこととする。

2 財務局長等は、上記の選定に当たって、別添2「財務局の普通財産の管理処分等業務における競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）を標準として定めるものとする。

3 財務局長等は、上記の手続により選定した者と別紙第1号様式による「普通財産の管理処分等業務委託契約書」により契約を締結しなければならない。

ただし、財務省における会計手続の統一等を図るための指示等に基づく各種様式等の変更は、必要に応じて契約担当官の判断により行っても差し支えないものとする。

4 選定した者から提出を受け、効果的であると評価した提案内容については、契約書に綴じ込むものとし、当該提案内容を反映した業務遂行を図るとともに、その履行を確保するものとする。

なお、監督・検査に当たっては、評価した提案内容を満たしていることを確認するものとする。

第3 相手方に対する業務委託制度の周知

財務局長等は、業務委託をしようとするときは、あらかじめ管理処分の申請者並びに現況調査等に関する関係者（以下「申請者等」という。）に対し、次に掲げる事項について別紙第2号様式による「お知らせ」により周知しなければならない。

なお、財務局長等は、あらかじめ周知できなかった場合は、委託業務の着手と同時に行うものとする。

- 1 業務委託制度の趣旨及び目的
- 2 委託業者に守秘義務が課されること
- 3 委託業者名及び連絡先
- 4 国が直接処理する事項

第4 委託財産の決定及び取消し等

- 1 財務局長等は、対象地域ごとに委託財産を決定し、別紙第3号様式による「委託財産目録」及び必要関係書類（以下「目録等」という。）を委託業者に交付するものとする。
なお、業務の委託に当たっては、効率的な指図を行うよう留意すること。
- 2 財務局長等は、目録等交付後に委託財産が次の各号の一に該当することとなった場合には、目録等の交付の取消しを委託業者に通知し、直ちに目録等を返還させるとともに、第3の規定により周知した申請者等に対し、この旨を通知しなければならない。
 - (1) 管理処分に関する契約等に係る業務を委託している場合において、委託財産を一般競争入札等により処理することが適当とする事情が発生した場合
 - (2) 訴訟問題が生じ又は生ずるおそれがある場合
 - (3) 誤信使用財産等の現況調査等に係る業務を委託している場合において、委託財産の土地境界確定申請書又は国有財産時効取得確認申請書を返戻する場合
 - (4) その他財務局長等が必要と認めた場合
- 3 財務局長等は、業務委託契約期間内に処理できなかった委託財産については、業務委託契約期間満了後20日以内に当該財産の処理経過を記載した書面を提出させるとともに、目録等を直ちに返還させなければならない。
- 4 財務局長等は、業務委託契約が終了した場合には、目録等を返還させるものとする。
なお、目録等は重複して委託業者に交付できないものとする。

第5 委託業者の使用する身分証明書

- 1 財務局長等が認証する身分証明書は別紙第4号様式によるものとする。
- 2 前項の身分証明書は、業務委託契約期間に限り効力を有するものとし、財務局長等は業務委託契約期間が満了したときは速やかに当該身分証明書を回収し、破棄するものとする。
- 3 委託業者は、委託業務を取り扱うに当たっては、「財務局の普通財産の管理処分等業務委託取扱」の名義を本契約期間中に限り、使用することができる。

第6 財務事務所長等への委任

財務局長等は、財務事務所長、財務局出張所長、財務事務所出張所長、沖縄総合事務局財務出張所長に、次に掲げる事務の一部又は全部を取り扱わせることができる。

- 1 第2の規定による委託業者の選定及び業務委託契約の締結
- 2 第3の規定による申請者等に対する業務委託制度の周知
- 3 第4の規定による委託財産の決定及び取消し等
- 4 委託業者に対する業務の指図
- 5 委託業者からの報告書等の受理等
- 6 委託業者に対する指導
- 7 委託業者に対する業務監査

第7 委託費の支払

財務局長等は、次の場合に、管理処分に関する契約等に係る委託費、誤信使用財産等の現況調査等業務委託費、国有財産台帳価格改定業務委託費、管理委託財産の契約更新業務に係る委託費、その他一般管理業務に係る委託費、附帯業務委託費及び遠隔地所在財産の現況等調査費を委託業者に支払うものとする。

1 管理処分に関する契約等の業務

(1) 売買契約

売払代金が完納（延納を認めた場合は、即納金の納付）され、かつ、所有権移転登記嘱託請求書（売払代金の延納を認めた場合、担保物件保存のための登記承諾書を含む。）に基づき登記に必要な書類及び財務局長等が必要と認める書類の調製を終了し、当該書類を審査確認したとき。

なお、売買の相手方が地方公共団体の場合には、所有権移転登記嘱託請求書（売払代金の延納を認めた場合は、担保物件保存のための登記承諾書）の提出があり、登記に必要な書類等財務局長等が必要と認める書類の調製が終了し、かつ、当該書類を審査確認したときは、売買契約締結をもって支払うことができるものとする。

(2) 譲与及び交換契約

所有権移転登記嘱託請求書に基づき登記に必要な書類及び財務局長等が必要と認める書類の調製を終了し、当該書類を審査確認したとき。

(3) 一件の委託財産について、売買契約と譲与又は交換契約を締結する場合（当該複数契約は一契約とみなすものとする。）

売払代金が完納（延納を認めた場合は、即納金の納付）され、かつ、所有権移転登記嘱託請求書（売払代金の延納を認めた場合、担保物件保存のための登記承諾書を含む。）に基づき登記に必要な書類及び財務局長等が必要と認める書類の調製を終了し、当該書類を審査確認したとき。

(4) 取得時効の処理業務

イ 現地調査等

財務局長等が具体的に指示する現地調査又は関係者からの証明等の徴求及び時効確認調査記録カードの作成を終了し、当該資料等を審査確認したとき。

ロ 取得時効の完成の認否に係る決議書の作成等業務

決議書の作成、取得時効確認通知書の送付及び財務局長等の必要に応じた所有権移転登記嘱託請求書等に基づく登記に必要な書類の調製を終了し、審査確認したとき。

(5) 貸付契約

イ 貸付契約の新規若しくは契約更新又は貸付料の改定手続（以下ハ及びニに掲げるものを除く。）

貸付契約の新規若しくは契約更新又は貸付料の改定手続をした後、財務局長等が必要と認める書類の調製を終了し、当該書類を審査確認したとき。

ロ 増改築等の承認業務

増改築等の承認手続を完了後、財務局長等が必要と認める書類の調製を終了し、

当該書類を審査確認したとき。

ハ 予決令第 99 条第 21 号に基づく公共随契に係る時価貸付契約の改定・契約更新業務及び港湾法に基づく時価貸付契約の改定・契約更新業務

決議書の作成等、財務局長等が必要と認める書類の調製を終了し、当該書類を審査確認したとき。

二 無償貸付契約の改定又は更新業務

上記ハと同じ。

2 誤信使用財産等の現況調査等の業務

(1) 現況等及び占使用者調査業務並びに事前調査業務

財務局長等が具体的に指示する資料等の収集、財務局長等が決定する事前の現地確認及び近隣住民からの情報等の収集並びに境界調査・調整記録書等の作成を終了し、当該資料等を審査確認したとき。

(2) 境界確定補助業務

現地立会い及び立会協議報告書の作成を終了し、当該報告書を審査確認したとき。

(3) 境界確定協議に係る決議書の作成等業務

境界確定協議書（案）及び境界標写真の徴求、審査及び決議書の作成、並びに境界確定協議書を送付し、審査確認したとき。

3 国有財産台帳価格改定の業務

財務局長等が具体的に指示する資料等の収集及び価格改定評価調書等を作成し、当該資料等を審査確認したとき。

4 管理委託財産の契約更新業務

決議書の作成等、財務局長等が必要と認める書類の調製を終了し、当該書類を審査確認したとき。

5 その他一般管理業務

当該業務を完了したとき。

6 附帯業務

(1) 誤信使用財産に係る既往使用料等の計算等

管理処分（取得時効の処理を除く。）に関する契約を締結した場合において、既往使用料又は不当利得額の計算及び納付に関する相手方折衝を行ったとき。

(2) 誤信使用財産に係る「既往使用料納付確約書」（別紙第 5 号様式）の取付け等

管理処分（取得時効の処理を除く。）に関する契約が締結できなかった場合において、「既往使用料納付確約書」の取付けを行ったときには一確約書（一件の委託財産を誤信使用している者が複数名存在し、かつ、その複数名による使用が不可分である場合においては、不可分な使用者全員の確約書をもって一確約書とする。）について、また、別途台帳登載決議書を作成し、当該決議書を審査確認したとき。

(3) 誤信使用財産に係る鑑定評価依頼等の決議書の作成等

鑑定評価依頼等に係る決議書を作成し、当該決議書を審査確認したとき、また、交換勸奨財産の選定に係る事前調査を終了し、当該調査において収集した資料等を審査

確認したとき。

(4) 貸付財産等に係る境界確定補助業務等

「2 誤信使用財産等の現況調査等の業務」の規定に準じ、審査確認したとき。

(5) 上記(1)から(4)のほか、上記1から5の業務に附帯する業務

附帯業務に係る業務を完了したとき。

7 遠隔地所在財産の現況等調査費（以下「調査費」という。）

(1) 「遠隔地所在財産」（委託財産の所在地を管轄する財務（支）局（沖縄総合事務局）

若しくは財務事務所又はこれらの出張所の庁舎を起点として片道30kmを超える財産）の現況等の調査及び現地立会い（立会いに必要な事前調査を含む。）を終了し、当該現況等の調査及び現地立会いに要した交通費（効果的であると評価した提案内容がある場合、当該方法を勧案した交通費）等について、「遠隔地所在財産の現況等調査費報告書」（別紙第6号様式）を審査確認したとき。

(2) 調査対象財産に売払い又は交換財産がある場合

売払金額（当該売買に係る消費税等相当額は含まない。）又は交換に係る宅地若しくは建物の価額（当該交換に係る消費税等相当額は含まず、当該交換に係る宅地又は建物の価額に差があるときは、これらの価額のうちいずれか多い価額とする。）が400万円以下の金額の財産のみが対象となり、当該売払い又は交換に係る委託費と調査費を合わせた報酬額の上限額は18万円の1.1倍とする。

(3) 各年度の調査費の予定金額は、当初契約締結時の「普通財産の管理処分等業務委託契約書」別紙1の各年度の「（立替金等）遠隔地所在財産の現況等調査費」に記載する金額とする。

第8 帳簿等の備付け

財務局長等は、次に掲げる帳簿等を委託業者に備付けさせなければならない。

- 1 別紙第7号様式による「業務日誌」
- 2 委託業務に従事する従業者の履歴書
- 3 別紙第8号様式による「委託財産整理簿」
- 4 別紙第9号様式による「委託財産の現況及び権利関係等に関する調査書」並びに第10号様式による「貸付財産の現況及び買受意向等に関する調査書」の写し
- 5 委託業務に係る会計に関する帳簿書類
- 6 その他財務局長等が必要と認める帳簿

第9 委託業者に対する指導

財務局長等は、委託業者の適切かつ効率的な業務の運営を確保するため、委託業者及びその従業者に対し、次に掲げる指導を常時行うものとする。

- 1 委託業務を取り扱うに当たって必要とする関係法令又は通達等を周知徹底させるための指導
- 2 委託業務の効率的運用を確保するための指導

3 相手方に対する事故の発生を未然に防止するための指導

第10 業務監査

財務局長等は、委託業者が適切かつ効率的な業務の運営を行っているか把握することを目的として、次に定めるところにより監査を行うものとする。

- 1 監査は、毎年度1回行う定期監査と財務局長等が必要と認めた場合に行う随時監査の2種類とする。

なお、日常業務等において特段問題が認められなければ、監査は書面等監査とすることができる。

- 2 監査の担当職員は、財務局長等が指定する者をもってこれに充てるものとする。

- 3 監査は、次の事項について行うものとする。

なお、書面等監査及び随時監査は、次の事項のうち、財務局長等が必要と認める事項とすることができる。

- (1) 委託業務の運営状況
- (2) 委託財産の処理状況
- (3) 委託業務に従事する従業者の権限及び責任の程度
- (4) 委託業務に関する収支状況
- (5) 諸帳簿に関する整理状況
- (6) その他必要とする事項

- 4 監査を行う場合は、委託業者に対し次の事項をあらかじめ通知するとともに、必要がある場合には、監査に必要な資料の提出を求めることができる。ただし、緊急を要する場合又はあらかじめ通知することを適当としない場合は、この限りでない。

- (1) 監査の目的
- (2) 監査日時
- (3) 監査担当職員の官職、氏名
- (4) その他必要とする事項

- 5 監査の担当職員は、原則として監査完了後20日以内に財務局長等に監査結果を記載した「監査報告書」を提出し、財務局長等は、その報告に基づき是正改善の必要があると認めたときは、速やかに委託業者に対し是正改善の措置を求めるものとする。

- 6 監査の結果、委託業者に重大な過失又は不正の事実があることを発見したときは、速やかにこれに対する善後措置を講ずるものとする。

第11 報告

- 1 財務局長等は、業務委託契約締結後、効果的であると評価した提案内容を綴じ込んだ「普通財産の管理処分等業務委託契約書」について、速やかに理財局長に報告するものとする。

- 2 財務局長等は、毎年度における委託業務の処理実績を毎年度末の属する年の5月末日までに別紙第11号様式により理財局長に報告するものとする。

第12 本省承認

この要領により処理することが適当でない認められる場合には、理財局長の承認を得て別途処理することができるものとする。

第13 書面等の作成等・提出等の方法

1 電子ファイルによる作成等

本通達に基づき、作成等を行う書面等（書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、電子ファイルにより作成等を行うことができる。

2 電子メール等による提出等

(1) 本通達に基づく提出等の手続のうち、書面等により行うこととしているものについては、電子メール等の方法により行うことができる。

(2) 上記(1)の方法により提出等を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

3 適用除外

上記1及び2の措置は、本通達に規定する手続のうち、次に掲げる場合については適用しないものとする。

(1) 別紙「普通財産の管理処分等業務に係る業務委託取扱要領」第2に規定する手続のうち、「普通財産の管理処分等業務委託契約書」により契約を締結する場合

(2) 別紙「普通財産の管理処分等業務に係る業務委託取扱要領」第3に規定する手続のうち、「お知らせ」を周知する場合及び別添2「財務局の普通財産の管理処分等業務における競争入札実施要項」記1.(3)－②に規定する手続のうち、「お知らせ」文書を送付する場合

(3) 別紙「普通財産の管理処分等業務に係る業務委託取扱要領」第5に規定する財務局長等が認証する身分証明書を作成する場合

(4) 別紙「普通財産の管理処分等業務に係る業務委託取扱要領」第7－6－(2)に規定する「既往使用料納付確約書」を徴する場合

(5) 別添2「財務局の普通財産の管理処分等業務における競争入札実施要項」記3.(11)に規定する手続のうち、入札参加グループ結成に関する協定書を徴する場合

第14 その他

財務局長等は、職員自らに一連の業務を行わせることにより、職員の審査能力の向上を図る措置を講じるものとし、第1に掲げる業務の一部の案件について、業務委託を行わないことができるものとする。

別添 1

委託業者選定手続

委託業者の選定は、次の手続により行うものとする。

1 普通財産の管理処分等業務の説明会の開催

(1) 業務説明会の開催

原則として、入札公告前に業務内容等について説明会を実施することとする。

(2) 業務説明会における説明事項

下記5に準じて行うものとする。

2 募集の方法

委託業者の選定に当たっては、掲示板及びホームページに次に掲げる事項を公告して募集することとする。

3 公告する事項

- (1) 入札に付す内容
- (2) 委託業務の仕様等
- (3) 委託する対象地域
- (4) 委託予定件数等
- (5) 必要と見込まれる従業者数
- (6) 入札方法
- (7) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (8) 実施要項及び入札説明書の配付
- (9) 入札説明会
- (10) 随時説明
- (11) 入札の申込み
- (12) 提案書の提出
- (13) ヒアリング（提案書の内容説明）の開催
- (14) 入札書の提出日及び開札の日時等
- (15) 委託業者の決定方法等
- (16) 提案書及び入札書の無効
- (17) 契約書作成の要否
- (18) 委託期間
- (19) 落札結果の公表
- (20) 入札保証金及び契約保証金
- (21) その他

4 入札の参加方法及び委託業者の決定方法

(1) 入札の説明会の開催

入札の参加者に対し、指定する期日又は指定する期間に業務内容等について説明を行

うこととする。

(2) 入札の申込み

入札の参加者には、指定する期日までに申込みをさせることとする。

(3) 提案書及び入札書の提出

入札の参加者には、提案書及び入札書をそれぞれ指定する期日までに一地域につき一通を提出させることとする。

(4) 入札の参加者のヒアリング

入札書の提出に先立ち、指定する期日に参加者に対するヒアリングを実施し、提出された提案書に基づく業務委託実施計画の説明を受ける。このヒアリングにより評価基準に基づく評価を行う。

なお、評価において不合格となった者がいた場合、この者に対して不合格の旨を通知するものとする。

(5) 委託業者の決定方法

入札の参加者が複数の場合には、総合評価点の最も高い値の者を1者選定する。

(6) 委託業者の決定通知

委託業者に決定した者に対し、通知を行うものとする。

(7) 委託費の割引率

割引率は、次の委託費に同一の割引率を乗じることとする。

イ 売払い、譲与及び交換に係る委託費

売払価額等が 200 万円以下 $\times 5.5/100$

200 万円超～400 万円以下 $\times 4.4/100$

400 万円超 $\times 3.3/100$

} = 委託費 \times (100% - 割引率)

ロ 新規貸付に係る委託費

土地（又は建物）の月額貸付料 $\times 1.1 \times$ (100% - 割引率)

ハ 貸付財産の貸付料改定等業務委託費

土地（又は建物）の月額貸付料 $\times 0.55 \times$ (100% - 割引率)

5 入札説明会における説明事項

(1) 業務内容について

イ 委託業務の具体的な取扱い

ロ 過去における処理実績（件数、契約額等）

ハ 最低限必要と見込まれる従業者数

(2) 委託費について

過去における支払実績

(3) 契約期間について

契約期間は3年度内とする。

(4) 提案書及び入札書の作成要領等について

提案書の評価項目

(5) その他

- イ 申請者等からは、国有財産の管理処分の報酬として、一切の手数料を受領してはならないこと
- ロ その他財務局長等が必要と認める事項

別添 2

財務局の普通財産の管理処分等業務における競争入札実施要項

財務局の普通財産の管理処分等業務（以下「管理処分等業務」という。）に係る競争入札の実施について、下記のとおり本実施要項を定めるものとする。

記

1. 対象業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象業務の質に関する事項

(1) 管理処分等業務の概要

管理処分等業務は、旧里道・水路等の隣接土地所有者等への売払い等業務、相続税物納等により引き受けた借地権等の設定された土地等の従前からの使用者への貸付業務又は貸付中の財産の貸付料改定及び貸付契約更新業務、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条第21号に基づく公共随契に係る時価貸付契約の改定・契約更新業務及び港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく時価貸付契約の改定・契約更新業務、無償貸付契約に係る改定・契約更新業務、自己所有の財産等との誤信により使用が開始された誤信使用財産等の現況や占使用者の調査業務等であり、これらの業務について、民間事業者へ業務を委託するものである。

(2) 業務内容

別紙1「対象地域及び対象業務一覧」における財務局等（財務（支）局、沖縄総合事務局、財務事務所及び出張所のこと。以下、「国」という。）から交付を受けた「委託財産目録」及び必要関係書類（以下「目録等」という。）に基づき、以下の業務を行う。業務の詳細は別紙2「仕様書」によるものとする。

① 売払い、譲与（無償譲渡）、交換の契約に係る業務

（主な業務内容）

- ・ 申請等書類の徴求、審査
- ・ 財産の現況、権利関係等調査
- ・ 交換勧奨等
- ・ 評価調書、決議書の作成
- ・ 契約書の送付に係る事務及び相手方との折衝等
- ・ 登記手続書類の調製
- ・ 証拠書類等の調製

② 取得時効の処理業務

1) 現地調査等業務

（主な業務内容）

- ・ 現地調査又は関係者からの証明等の徴求
- ・ 時効確認調査記録カードの作成
- 2) 取得時効の完成の認否に係る決議書の作成等業務
(主な業務内容)
 - ・ 決議書の作成
 - ・ 取得時効確認通知書の送付
 - ・ 登記手続書類の調製
- ③ 貸付契約に係る業務
 - 1) 新規貸付の契約に係る業務
(主な業務内容)
 - ・ 貸付申請書の徴求、審査
 - ・ 貸付料の算定
 - ・ 決議書の作成
 - ・ 契約書の送付に係る事務及び相手方との折衝等
 - ・ 証拠書類等の調製
 - 2) 貸付料改定及び貸付契約更新等業務
(主な業務内容)
 - ・ 財産の現況及び買受意向等調査
 - ・ 買受勧奨等
 - ・ 改定貸付料の算定
 - ・ 決議書の作成
 - ・ 改定貸付料の通知等に係る事務及び相手方との折衝等
 - 3) 予決令第 99 条第 21 号に基づく公共随契に係る時価貸付契約の改定・契約更新業務及び港湾法に基づく時価貸付契約の改定・契約更新業務
(主な業務内容)
 - ・ 財産の現況調査
 - ・ 貸付料の算定
 - ・ 決議書の作成
 - 4) 無償貸付契約の改定・契約更新業務
(主な業務内容)
 - ・ 財産の現況調査
 - ・ 違約金の算定
 - ・ 決議書の作成
 - 5) 増改築等及び借地権等譲渡の承認業務
(主な業務内容)
 - ・ 申請書類の徴求、審査
 - ・ 増改築等承諾料の算定
 - ・ 決議書の作成

- ・増改築等承諾書等の送付に係る事務及び相手方との折衝等
- 6) 電柱等貸付契約更新業務
 - (主な業務内容)
 - ・財産の現況調査
 - ・改定貸付料の算定
 - ・決議書の作成
 - ・更新通知等に係る事務及び相手方との折衝等
- ④ 誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務
 - (主な業務内容)
 - ・国が必要と認めた具体的資料（土地台帳付属地図の写し）等の収集
 - ・現地調査、近隣住民からの情報等の収集
 - ・調査票等の作成
- ⑤ 誤信使用財産等の境界確定補助業務
 - 1) 事前調査業務
 - (主な業務内容)
 - ・国が必要と認めた具体的資料（法務局備付けの地積測量図）等の収集
 - ・国が決定する境界確定の補助
 - ・境界調査・調整記録書の作成
 - 2) 立会業務
 - (主な業務内容)
 - ・現地立会い（日程調整を含む）
 - ・立会協議報告書の作成
 - 3) 境界確定協議に係る決議書の作成等業務
 - (主な業務内容)
 - ・境界確定協議書等（案）及び境界標写真の徴求、審査
 - ・決議書の作成
 - ・境界確定協議書等の送付に係る業務
- ⑥ 国有財産台帳価格改定業務
 - (主な業務内容)
 - ・国が必要と認めた具体的資料（路線価図）等の収集
 - ・価格改定評価調書の作成
- ⑦ 管理委託財産の契約更新業務
 - (主な業務内容)
 - ・国が必要と認めた具体的資料（公図）等の収集
 - ・現地調査・調査記録書等の作成
 - ・決議書の作成
 - ・違約金の算定
- ⑧ その他一般管理業務

(主な業務内容)

・車庫証明等の承認、承諾等事務、貸付財産に係る被災状況調査

⑨ 附帯業務

- 1) 誤信使用財産に係る既往使用料の算定
- 2) 誤信使用財産に係る既往使用料納付確約書の取付け
- 3) 誤信使用財産に係る鑑定評価依頼等の決議書の作成
- 4) 誤信使用財産等に係る買受勧奨（概算価額の算定を含む。）
- 5) 貸付財産等に係る立会協議（上記⑤に準じて実施）
- 6) 時効取得申請書に係る作成案内
- 7) 上記1)から6)までのほか、上記①から⑧までの業務に附帯する業務

(3) 一般的事項

① 業務処理手続等

管理処分等業務に係る処理手続は、国有財産法（昭和23年法律第73号）などの法律のほか、規則等に定められており、細部については、通達などにより処理することとなるが、その事務処理の流れは概ね別紙3「主な管理処分等業務の流れ」のとおりである。

② 契約相手方等への周知

民間事業者は、国から管理処分等業務を受託した旨の「お知らせ」文書（A4：1枚）を契約相手方、管理処分の申請者及び現況調査等の関係者（以下「契約相手方等」という。）へ管理処分等業務開始前に送付するものとする。

なお、民間事業者は、民間事業者が行う委託財産に係る管理処分に関する契約等に関する業務並びに誤信使用財産等の現況調査等に係る業務については、管理処分等業務に関する手続の一部であり、契約の締結、売払価額等及び貸付料等の決定及び徴収並びに境界確定協議書等の取交し又は取得時効の完成の認否判定に関する事務は、国が自ら行うものである旨を相手方に対し十分説明するものとする。

また、民間事業者が、契約相手方等からの依頼により、本要項8(5)⑦に定める自らの事業を行う場合には、国から委託を受けた業務ではない旨を必ず明示し、了解を得た上で行わなければならない。特に、民間事業者が貸付契約相手方に同時売却を懲憑するときに、貸付契約相手方から財産の仲介を依頼された場合には、当該仲介行為は国から委託を受けた業務に含まれるものではなく、仲介手数料がかかることと、また、財務局等には、当該財産を財務局等のホームページに掲載し、土地、建物の買い受け希望者を募るスキームがあることを説明するものとする。

③ 研修

民間事業者は、管理処分等業務の開始前に管理処分等業務に従事する者（以下「管理処分等業務担当者」という。）に対して管理処分等業務の実施に必要な研修を実施しなければならない。

なお、管理処分等業務に係る知識の習得等（国有財産法、通達の解釈、財産評価の

手法) 必要に応じ、国の職員が協力するのでその場合には、あらかじめ国に対して研修の実施計画を提出しなければならない。

特に、秘密の保持に関して、管理処分等業務においては、契約相手方等の個人情報に触れる機会が多いことを考慮し、守秘義務に関する研修を必ず実施すること。

④ 公文書等の貸与

1) 民間事業者は、決議書類等の公文書を、管理処分等業務を行うために借用しようとする場合には、必ず公文書貸与管理簿に記載の上、国の確認を得なければならない。借用書類を返戻する場合も同様とする。

2) 国は貸与中の公文書について、定期及び随時に民間事業者の事務所(又は業務実施場所)において保管状況及び現物の確認を行う場合がある。

3) 管理処分等業務を行うために、外部電磁的記録媒体等により国のシステム及びデータ等の貸与を受けた場合には、パスワード等によるセキュリティを確保の上、適切に管理し、管理処分等業務以外の目的に供してはならない。

なお、使用する外部電磁的記録媒体等は、事前に最新パターンによるウィルスチェックを行い、ウィルス等に感染していないことを確認すること。

また、管理処分等業務に関する契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに当該システム及びデータ等を抹消しなければならない。

⑤ 納品すべき成果物

民間事業者は管理処分等業務に関する国の意思決定等に必要な決議書、調書、通知文書案、契約書案、登記嘱託書案、証拠書類及び申請者から提出された書類等を成果物として国に納品しなければならない。

なお、国が必要と認める書類については、電子ファイルを併せて納品しなければならない。

(4) 業務の質に係る要求水準の設定

管理処分等業務の実施に当たり達成すべき質については、国有財産の適正かつ迅速な事務処理を実施することとし、その確保のため民間事業者に対して以下の要求水準を設定する。

① 管理処分等業務の処理期間内の処理率

交付された目録に記載されている以下の財産の処理は、指定した処理期間内にその処理を完了するものとする。売払い業務(旧里道・水路及び国有畦畔・脱落地の売払いに限る。)に係る申請書受理から契約通知文書送付までの処理期間内の処理率の達成目標は特別の事情(注1)によるものを除き100%とする。

なお、民間事業者は、設定された処理期間内に処理できない委託財産があるときは、処理期間経過後、遅滞なく処理できなかった理由を記載した書面を添付して目録等を返還しなければならない。

業務名	処理期間
-----	------

売払い、譲与、交換（注2）又は新規貸付の契約に係る業務	○申請書を国が受理してから、契約通知文書の送付まで原則として30日（休日その他の閉庁日を除く。）以内 ○現況及び権利関係等の調査は、目録等交付後、原則として30日（休日その他の閉庁日を除く。）以内 ○目録等を交付してから契約締結まで原則として90日（休日その他の閉庁日を除く。）以内
貸付財産（注3）、管理委託財産に係る業務	○国が指定する期間
誤信使用財産等の境界確定に伴う事前調査に係る業務	○申請書を国が受理してから、原則として30日（休日その他の閉庁日を除く。）以内
境界確定協議書の送付に係る業務	○隣接土地所有者押印済みの境界確定協議書（案）受理後、原則として10日（休日その他の閉庁日を除く。）以内
国有畦畔の取得時効の処理に伴う現地等調査に係る業務	○目録等交付後、原則として14日以内（休日その他の閉庁日を除く。）

（注1） 特別の事情とは、財産の個別事情（※1）や相手方の事情（※2）により、民間事業者の責によらず時間を要したものをいう。その主な具体例（過去実績）を示すと以下のとおり。

※1 “財産の個別事情によるもの”

- ① 評価資料（取引事例価格・固定資産価格・民間精通者意見価格等）収集に時間を要したもの。
- ② 隣接地の分筆・所有権移転登記に時間を要したもの。
- ③ 農地法（昭和27年法律第219号）の転用許可を得ることに時間を要したもの。
- ④ 公図と現況の不一致など申請物件の特定に時間を要したもの。

※2 “相手方の事情によるもの”

- ① 申請相手方に価格通知時期等を指定されたことによるもの。
- ② 申請書類の不備により相手方の書類補正に時間を要したもの。

（注2） 交換の契約に係る業務のうち、国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第9条第2項の規定に基づく交換は除く。

（注3） 貸付財産に係る業務のうち、新規貸付は除く。

② 各種情報等の適正な管理等

- 1) 各種書類を正しく作成するとともに、契約相手方等以外の第三者に誤って送付等しないこと。
- 2) 管理処分等業務の実施に当たり、国、契約相手方又は第三者から得た情報（公知の事実を除く）については、外部等に漏洩することがないよう厳格な情報管理を行うこと。

(5) 創意工夫の発揮可能性

- ① 管理処分等業務を実施するに当たっては、民間事業者の創意工夫を発揮し、業務の質の向上（包括的な質の向上、効率性の向上）及び国の経費の削減等に努めるものとする。
- ② 民間事業者は、総合評価のための業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書（別紙4）」という。）に従い、提案するものとする。

(6) 委託費等の支払方法

- ① 本契約の形態は業務委託契約（単価契約）とする。

なお、上記(2)の業務のうち、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に定める業務に該当するものは、「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額」（昭和45年建設省告示第1552号。以下「告示報酬額」という。）第2及び第4の定めによる告示報酬額〔 \times （100%－割引率）〕を支払うものとする。

また、一件当たりの支払額の予定金額及びその他委託費等に関することは、別途、国が定めることとする。

- ② 民間事業者は、暦月ごとに当該月に終了した業務について、国が別に定める報告書に記載の上、速やかに国に提出しなければならない。国は、民間事業者より報告書の提出を受けた日から10日以内に事業期間中の検査・監督を行い、質の確保の状況を確認した上で暦月ごとに当該月に完了した管理処分等業務について委託費を支払う。なお、終了した業務に契約不適合があった場合、契約条項に基づき対応する。

また、管理処分等業務について、業務の質に関し、質の確保が困難であると国が認めた場合には、民間事業者は改善計画書を国に提出し、承認を得た上で速やかに改善計画書の内容を実施しなければならない。

- ③ 委託費の支払に当たっては、民間事業者は当該月分の業務の完了後、国との間であらかじめ定める書面により当該月分の支払請求を行うものとし、国は適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

国は、国の責に帰すべき事由により期限内に支払わなかった場合は、支払時期到来の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める年率の割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。ただし、遅延利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(7) 費用負担等に関するその他の留意事項

- ① 消耗品等

- 1) 民間事業者が、管理処分等業務の実施に当たり契約等の申請者等へ財務局長名等の文書を送付する際の封筒は国が支給、郵送料は民間事業者が負担する。
- 2) 民間事業者が、管理処分等業務の実施に当たり無償で 사용할ことができる庁舎

の一部で使用したコピー機、プリンターの用紙は国が負担する。

- 3) 上記の他、管理処分等業務の実施に当たり民間事業者が使用する消耗品等は民間事業者の負担とする。
- 4) 国の電話を民間事業者が管理処分等業務上使用した場合の電話料金は国の負担とする。

② 光熱水費等

国は、民間事業者が管理処分等業務の実施に当たり国が入居する庁舎の一部を無償で使用する際に必要な電気・ガス・上下水道の使用を無償とする。

③ 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、下記1)から3)までのいずれかに該当する場合には国が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

- 1) 管理処分等業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- 2) 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）
- 3) 上記1)、2)のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

④ その他の留意事項

年間予定数量はあくまで予定数量であり、数量の保証をするものではない。また数量は国の都合により増減する。

なお、遠隔地所在財産の現況等の調査に係る費用の支払予定金額は、別途、国が定めるものとする。

2. 実施期間に関する事項

管理処分等業務の実施時期は、令和〇年4月（契約締結後）から令和〇年3月31日までとする。（予定）

（上記に係る予算措置については、令和〇年度予算要求中（3か年国庫債務負担行為）であり、本入札に係る落札及び本契約締結は、令和〇年度予算が成立し、予算示達がなされることを前提とする。）

3. 入札参加資格に関する事項

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、本契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。
（ただし、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者で、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）
- (4) 令和〇年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で「A～D」の等級に格付けされ、別紙1「対象地域及び対象業務一覧」に示す対象地域の資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有していない者で、入札書の提出期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であること。なお、入札書の提出期限までに、「資格審査結果通知書」の写しを提出すること。
- (5) 普通財産の売払い及び貸付けに関する契約等に係る業務を行う場合においては、宅地建物取引業法第3条第1項に基づく免許を受けている者であること。
- (6) 各府省庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (7) 税の滞納がないこと。
- (8) 申込受付期間の最終日の属する月の初日を基準日として、基準日前1年以内に監督処分を受けていない者であること。
- (9) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (10) 入札説明会（随時説明を含む）において、管理処分等業務の概要等の説明を受けた者であること。
- (11) 入札参加グループでの入札について
- ① 単独で業務が担えない場合は、業務対象地域内において業務を適正に遂行できる複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）で参加することができる。
- この場合、入札参加グループの構成者のうち1者がグループの代表者となり、提案書の提出及び入札手続を代表者の名前でを行うものとする。また、入札参加申込みに当たっては、入札参加グループ結成に関する協定書を作成し併せて提出すること。
- また、管理処分等業務の実施に当たっては、入札参加グループの代表者が責任をもって国との連絡調整を行うとともに、入札参加グループの構成者も定期的に国と連携

を図り、円滑かつ迅速な業務を実施すること。

なお、入札参加グループの構成者となった者は、本競争に参加する他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。

- ② 代表者は、上記(1)から(4)及び(6)から(10)までの全ての要件を満たすこととし、グループ構成者は、上記(1)から(4)及び(6)から(9)までの全ての要件を満たすこと。なお、上記(5)については「入札参加グループの中のいずれか1者以上が満たすこと」で可とする。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札に係るスケジュール（予定）

手続	スケジュール
入札公告	令和〇年〇月〇旬ころ
入札説明会	令和〇年〇月〇旬ころ
入札等に関する質疑応答	令和〇年〇月〇旬ころ
入札書類の受付期限	令和〇年〇月〇旬ころ
入札書類の評価	令和〇年〇月〇旬ころ
開札・落札者等の決定	令和〇年〇月〇旬ころ
契約の締結	令和〇年〇月〇日

(2) 入札実施手続

① 入札の単位

入札は、別紙1「対象地域及び対象業務一覧」に示す対象地域を単位とし、上記2に示す実施期間を対象として行うものとする。

② 提出書類

入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び提案書を提出するものとする。

③ 入札書の内容

入札参加者が提出する入札書に記載する入札金額は、業務ごとの単価（円未満切捨て）に予定件数を乗じた金額と業務ごとの標準的な告示報酬額の110分の100に相当する金額から割引率に応じて割り引いた後の金額を全て合計した金額を記載すること。

④ 提案書の内容

提案書には、別紙5「管理処分等業務を実施する者を決定するための評価基準」に示した各評価項目に対する提案を具体的に記載すること。

提案書の作成に資するため、入札説明会において、希望者に対し管理処分等業務の手引きを配布する。入札参加者は、法令等に反しない限り、その創意工夫を発揮して、同手引きと異なる取扱いを内容とする提案をすることができる。

なお、入札への参加を希望する者は、提案書提出期限前にその提案内容が法令等に

反するか否かについて、入札を実施する国に対し確認を求めることができる。確認を求められた国においては、当該者が提案書を提出期限内に提出できるよう速やかに回答する。

⑤ 提案書の添付資料の内容

提案書には次の資料を添付するものとする。

- 1) 会社概要、組織図
- 2) 事務フロー図
- 3) 入札参加資格の審査に必要な書類

⑥ ヒアリングの実施

ヒアリングでは、提案書に記載された事項について質疑応答を行う。また、ヒアリングにより提案が実現可能な内容であるかを確認し、評価項目の得点に反映させる。なお、ヒアリングへは管理処分等業務担当予定者最低1名が必ず出席すること。

⑦ 入札の無効

本実施要項に示した競争参加資格のない者、別に定める入札説明書の入札条件に違反した者又は入札参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び提案書は無効とする。

⑧ 再度入札

入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、改めて入札に付することとする。

⑨ 入札の延期

入札参加者が相連合し又は不穏な挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができないおそれがあると認められるときは、当該入札を延期することがある。

5. 対象業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の対象業務を実施する者の決定に関する事項

落札者の決定は、管理処分等業務の対象地域ごとに総合評価方式によるものとする。

(1) 評価の方法

落札者を決定するための評価は、提出された提案書の内容が管理処分等業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須評価項目）、また、効果的なものであるか（加点点評価項目）について、別紙5「管理処分等業務を実施する者を決定するための評価基準」により行うものとする。

評価の決定に当たっては、財務局又は別紙1「対象地域及び対象業務一覧」に示す対象地域ごとに評価委員会を設置し、評価委員会の意見を反映するものとする。

(2) 落札者の決定

- ① 上記3の入札参加資格を全て満たし、上記(1)の評価の方法において必須とされた項目の要件を全て満たし、予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者のうち、提案書の審査により得られた各評価項目の得点の合計点（最高 100 点）を入札価格で除して得られた数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い値の者を落札者として決定する。
- ② 落札者となるべき者の入札価格が、予決令第 85 条の規定による基準において定める額を下回った場合には、本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、又はその者と本契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められるか否かについて、予決令第 86 条の規定に基づく調査を行うものとし、調査の結果、本契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたとき、又はその者と本契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い値の者を落札者とする。
- ③ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないうきは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
- ④ 落札者が決定した時は、契約締結後において、落札者の氏名及び住所、落札価格等の落札結果とともに、入札参加者全員の氏名、入札価格、提案書の総合評価結果等を公表するものとする。

6. 対象業務に関する従来の実施状況に関する事項

別紙6「従来の実施状況等について」のとおり過年度3年間分を作成の上、入札公告時に開示するものとする。

7. 業務実施民間事業者を使用させることができる国有財産に関する事項

民間事業者は、次のとおり国有財産を使用することができる。

- (1) 民間事業者は、管理処分等業務の遂行に必要な施設として、国が入居する庁舎の一部を無償で使用することができるが、管理処分等業務以外の業務を併せて行う場合は有償とする。なお、民間事業者は、あらかじめ国へ使用に係る申請を行い、国が使用を承認した場合、使用することができるものとする。この場合の承認は、国有財産法第18条第6項に定める行政財産の使用又は収益とみなさない。
- (2) 民間事業者は、あらかじめ国と協議して、庁舎の管理・運營業務に支障を来たさない

範囲内において、庁舎内に管理処分等業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。

(3) 民間事業者は、既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分注意し、損傷（機器の故障等を含む。）が生じるおそれのある場合は養生を行なうこと。万一、損傷等が生じた場合は、民間事業者の責任において速やかに復旧すること。

(4) 民間事業者は、設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに原状回復を行うこと。

8. 業務実施民間事業者が、対象業務を実施するに当たり、国に対して報告すべき事項、情報を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象業務の適正かつ確実な実施の確保のために契約により講ずべき措置に関する事項

(1) 報告等について

① 業務報告書の作成と提出

1) 民間事業者は、契約期間中、管理処分等業務ごとの履行結果を正確に記載した業務日誌、委託財産整理簿を業務報告書として作成する。

民間事業者は、管理処分等業務を実施した日は業務日誌を作成し、契約期間中常時閲覧できるよう保管、管理すること。

民間事業者は、契約期間中、委託財産整理簿を業務報告書として翌月5日（該当日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに国に提出すること。

2) 民間事業者は、民間事業者の営業状況等に関し、次により国へ報告書を提出すること。

・毎期の決算を終了した場合は、当該決算期に係る財務諸表

・定款を変更した場合は、変更理由及び変更部分

・役員の改選があった場合は、改選役員の氏名及び経歴

3) 民間事業者は、個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置の実施状況について、契約期間中、少なくとも6ヶ月に1回又は国が求めた場合はその都度報告すること。

4) 民間事業者は、国の求めに応じ、管理処分等業務の実施状況その他質の確保に関して、書面又は質疑応答形式により報告すること。

② 事故等の報告

民間事業者は、管理処分等業務の実施に当たり、事故等が発生した場合は、迅速に対応するとともに、速やかに国に報告すること。

③ 国の検査・監督体制

民間事業者からの報告を受けるに当たり、管理処分等業務の検査・監督体制は次のとおりとする。

- 1) 監督職員（官職指定）別途、国の定める職員による。
- 2) 検査職員（官職指定）別途、国の定める職員による。

(2) 国による監査

国は、民間事業者による管理処分等業務の適正かつ確実な実施を確保するため定期及び随時に、民間事業者に対し、管理処分等業務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又は監査を行うため民間事業者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立ち入り検査をする国の職員は、検査を行う際には、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示

国は、民間事業者による管理処分等業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要であると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(4) 秘密の保持

民間事業者（個人の場合はその者、法人の場合はその役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員及び監事、監査役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員及び監事、監査役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるもの及びそれらの従業者を含む。）又は民間事業者であった者は、管理処分等業務の実施に当たり、国、契約相手方又は第三者から得た情報（公知の事実を除く。）を漏らし、又は盗用してはならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 業務の開始及び中止

- 1) 民間事業者は、本契約に定められた業務開始日に確実に管理処分等業務を開始しなければならない。
- 2) 民間事業者は、やむを得ない事由により、管理処分等業務を中止しようとするときは、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。

② 民間事業者の使用する名義及び身分証明書

- 1) 民間事業者は、国から業務の委託を受けた業者である旨を表示する場合には、契約期間に限り「財務局の普通財産の管理処分等業務委託取扱」の名義を使用することができる。
- 2) 民間事業者及びその従業者は、管理処分等業務に従事する際には、国が認証した「身分証明書」を常に携行しなければならない。

③ 公正な取扱い

民間事業者は、管理処分等業務における契約相手方等について、自らが行う他の業

務の利用の有無により区別してはならない。

④ 手数料受領の禁止

民間事業者は、管理処分等業務において、委託財産の契約相手方、土地境界確定申請者又は取得時効確認申請者から、国有財産の管理処分の報酬として、一切の手数料を受領してはならない。

⑤ 売払代金等の取扱いの禁止

民間事業者は、管理処分等業務の実施に当たり、委託財産に関する契約保証金、売払代金、貸付料（使用料に相当する不当利得額を含む。）及び登録免許税相当額その他名義のいかんを問わず、一切の現金及び小切手等の有価証券を取り扱ってはならない。

⑥ 委託財産の買受等の禁止

民間事業者及びその従業者は、直接であるか間接であるかを問わず、委託財産又は当該財産に関する権利を買い受け又は譲り受けてはならない。

⑦ 自らの事業の同時実施の禁止

民間事業者は、管理処分等業務を目的として契約相手方又は第三者と接触する際に、同時に他の業務に係る行為を行ってはならない。ただし、当該管理処分等業務において国が懲憑する同時売却等に係る行為その他の宅地建物取引業法で民間事業者が免許を受けている宅地建物取引業を行う場合（ただし、直接であるか間接であるかを問わず、委託財産又は当該財産に関する権利を買い受け又は譲り受ける行為は除く。）はこの限りではない。

⑧ 宣伝行為の禁止

- 1) 民間事業者は、管理処分等業務の実施に当たって、自らが行う他の業務の宣伝を行ってはならない。ただし、当該管理処分等業務において国が懲憑する同時売却等に係る行為その他の宅地建物取引業法で民間事業者が免許を受けている宅地建物取引業を行う場合（ただし、直接であるか間接であるかを問わず、委託財産又は当該財産に関する権利を買い受け又は譲り受ける行為は除く。）はこの限りではない。
- 2) 民間事業者は、契約相手方又は第三者に対して、上記⑦に定める自らの事業を行う場合には、当該業務が国の業務ではないことを明示するとともに、国の業務であるという誤解を与えるような宣伝行為をしてはならない。

⑨ 法令の遵守

民間事業者は、管理処分等業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑩ 帳簿等の備付け

- 1) 民間事業者は、管理処分等業務担当者の履歴書、国が別に定める業務日誌、委託財産整理簿、委託財産の現況及び権利関係等に関する調査書（写し）、貸付財産の現況及び買受意向等に関する調査書（写し）その他国が指示する帳簿を備えなければならない。
- 2) 管理処分等業務に係る会計に関する帳簿書類を作成し、管理処分等業務を終了し

た日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

⑪ 権利の譲渡

民間事業者は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑫ 権利義務の帰属等

- 1) 管理処分等業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- 2) 民間事業者は、管理処分等業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。

⑬ 再委託の取扱い

- 1) 民間事業者は、管理処分等業務の実施に当たり再委託をしてはならない。ただし、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上であらかじめ書面により国に協議し、承認を得るものとする。
- 2) 民間事業者は、上記1)により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収しなければならない。
- 3) 再委託先は、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

⑭ 個人情報等の取扱い

民間事業者は、個人情報の取扱いに関して、国が定める「個人情報等に関する特約条項」に従うものとし、内規を定め、国の承認を得なければならない。

⑮ 談合等不正行為

民間事業者は、談合等の不正行為に関して、国が定める「談合等の不正行為に関する特約条項」に従うものとする。

(6) 契約変更、解除等

① 契約変更

国及び民間事業者は、管理処分等業務の更なる質の向上を図る必要があるため、又はやむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ双方の承認を得なければならない。

② 契約解除

国は、民間事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。

- 1) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。
- 2) 競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- 3) 本契約に従って管理処分等業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- 4) 上記3)に掲げるほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- 5) 法令又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、

妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問について回答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。

- 6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
- 7) 法令又は本契約に違反して、管理処分等業務の実施に当たり知り得た情報を漏らし、又は盗用したとき。
- 8) 法令又は本契約に違反して、管理処分等業務の実施に当たり知り得た情報を目的外に利用したとき。
- 9) 民間事業者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 10) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 12) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 13) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 14) 暴力団員が管理処分等業務を統括する者又は従業者となっていることが明らかになったとき。
- 15) 暴力団又は暴力団員を再委託先としたとき。
- 16) 再委託先が暴力団又は暴力団員と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。
- 17) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。
- 18) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
- 19) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
- 20) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて国の業務を妨害する行為をしたとき。
- 21) その他、17)から20)までに準ずる行為をしたとき。

③ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、国と民間事業者で協議する。

9. 業務実施民間事業者が対象業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合におい

て、その損害の賠償に関し契約により当該業務実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法（昭和22年法律第125号）の規定により国が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本項においては、民間事業者が、その責に帰すべき事由により、第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- (1) 国が国家賠償法第1条第1項等に基づき第三者に対する賠償を行ったときは、国は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責に帰すべき事由が存する場合は、国が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責に帰すべき事由が存するときは、民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。
- (3) 管理処分等業務を実施するに当たり、民間事業者がその責に帰すべき事由により国に損害を加えた場合には、民間事業者は当該損害に対する賠償の責に任ずるものとする（ただし、当該損害の発生につき、国の責に帰すべき事由が存するときは、国の過失割合に応じた部分を除く。）。

10. その他対象業務の実施に関し必要な事項

(1) 国の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法において行うものとする。

管理処分等業務の実施状況に係る監督は、上記8により行うこととする。

(2) 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は国（委託元）を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

別紙1 「対象地域及び対象業務一覧（財務局ごとに作成）」

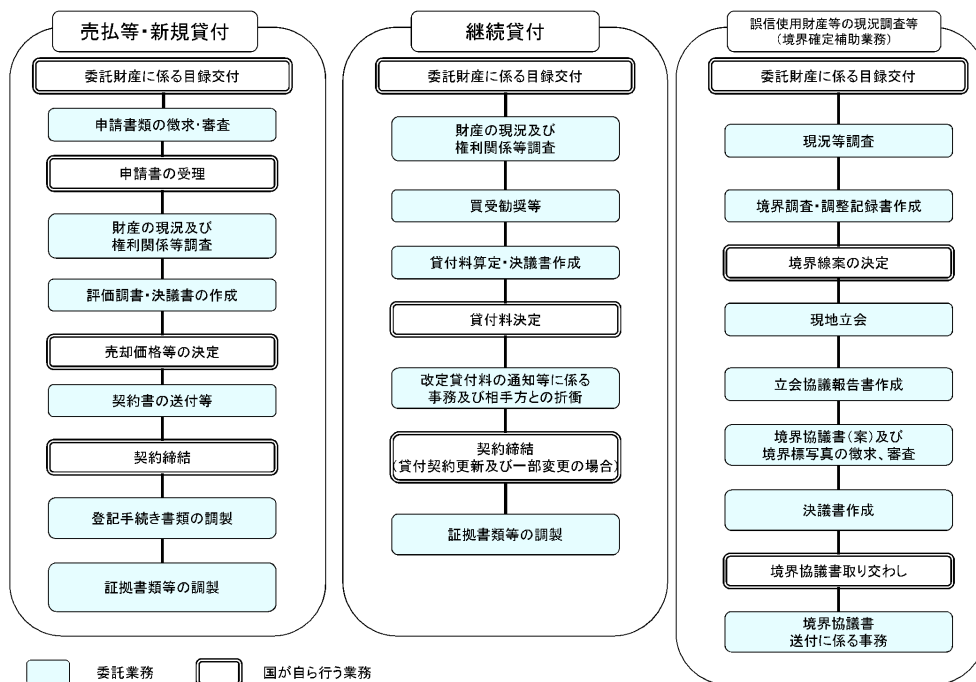
（注）各財務局の実情に応じて、適宜の様式により一覧を作成すること。

別紙2 「仕様書（財務局ごとに作成）」

（注）各財務局の実情に応じて、適宜の様式により一覧を作成すること。

別紙3 「主な管理処分等業務の流れ」

主な管理処分等業務の流れ



提案書

【総合評価項目：実施体制】

業務ごとの実施体制について以下の項目について提示すること。

【本実施要項で示す業務ごとに実施体制及び業務全体の管理方法等を具体的に記載すること。グループで実施する場合は、業務全体の管理方法に加え、グループにおける実施体制及び管理体制を記載すること。】（A4：1枚～2枚程度）

- 1 企業の代表責任者
 - 2 管理処分等業務担当者（実施体制、事務所の設置を含む）
 - 3 従業者
 - (1) 従業者の人数、資格、経歴
 - (2) 繁忙期等における人員及び体制の確保
 - 4 緊急時（管理処分等業務の実施に当たり想定していたとおりの業務実施が困難となる事故・事象が生じた場合）の対応や連絡体制の明確化
- 【入札参加グループの場合】**
- 5 入札参加グループの一覧
 - 6 グループ代表企業
 - 7 グループ企業の代表責任者
 - 8 管理処分等業務担当者
 - 9 組織体制
 - (1) 管理処分等業務に対する社内（グループ内）の位置付け
 - (2) 業務遂行上の経費管理体制
 - (3) 指揮命令系統の確立及び明確化

【総合評価項目：業務の処理手法等】

業務の処理手法等について以下の項目について提示すること。

【以下の項目について、各A4：2枚程度で具体的かつ簡潔にまとめること。なお、必要に応じ、業務ごとに提案書を作成することができる。】

- 1 業務ごとの処理方法
- 2 管理処分等業務の実施に対する質の確保について
 - (1) 業務の効率性を高める取組み
 - (2) 国側の業務を簡素合理化するための対応
 - (3) 各種情報管理についての対応
 - (4) 国民に対するサービスの増大及びトラブルを未然に防止するための対応
- 3 日程・進捗管理に係る対応
- 4 貸付契約相手方等からの依頼により、借地権同時売却に係る仲介行為を行う際の対応
- 5 国側のコスト削減に係る対応

6 委託費請求事務に係る対応

【従来の実施方法に対する改善提案】

国が各業務の現行基準として示す従来の実施方法に対し、改善すべき提案がある場合は、以下の項目のとおり提案すること。なお、改善提案のない業務については、国が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。

(A 4 : 業務ごと 1 枚～ 2 枚程度)

1. 改善提案を行う業務及び項目
2. 改善提案の趣旨
3. 改善提案の内容
4. 最低水準の確保に対する説明

※ 提案する業務項目が複数となる場合は、提案業務項目と提案内容を簡記した改善提案総括表を提出すること。

【総合評価項目：ワーク・ライフ・バランス等の推進】

ワーク・ライフ・バランス等の推進について以下の項目の該当状況について提示し、証する書類の写しを添付すること。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定又はトライくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書
- (3) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書
- (4) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る）策定届

※ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者数が100人以下のもの）のみを対象とする。

【総合評価項目：賃金引上げの実施】

給与等受給者一人当たりの平均受給額を引き上げる旨を表明したことを証する書類の写しを添付すること。

- (1) 大企業

事業年度（又は暦年）において、対前年度比（又は対前年比）で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。

- (2) 中小企業等

事業年度（又は暦年）において、対前年度比（対前年比）で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。

別紙5 「管理処分等業務を実施する者を決定するための評価基準（各財務局共通）」

総合評価基準

管理処分等業務の落札者を決定するための評価は、提出された提案書の内容が、業務の目的に沿った実行可能なものであるか（必須評価項目）、また、効果的なものであるか（加点評価項目）について、以下により評価を行う。

【必須評価項目】

入札参加者が提案書に記載した内容が、必須項目を満たしていることを確認する。全て満たした場合は基礎点を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

対象地域ごとに業務が遂行可能な人員（以下「最低人員数」という）として、「対象地域及び対象業務一覧」に記載された最低必要人員数を確保すること。

【加点評価項目】

必須評価項目で合格した入札参加者に対して、提出された提案書を基に、加点項目について審査を行う。提案内容については、具体的であり、かつ効果的な実施が期待できるかという観点から、基本的には各業務の当期の仕様書類で示す実施方法と提案内容との比較を行い、得点を与える。なお、評価に当たっては評価基準により各項目の配点に配点比率を乗じた評価点を付与することとし、得点については、各評価者の付与した評価点の算術平均の値とする。

加点評価項目の配点比率

評価区分	配点比率
特に優れていると認められる提案内容	100%
優れていると認められる提案内容	70%
標準的と認められる提案内容	40%
提案がない又は標準に達していない提案内容	0%

また、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標及び賃上げを実施する企業に対する評価に係る得点の付与については以下のとおりとする。

（ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標）

複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

- ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）

- ・ プラチナえるぼし（※1） 5点
- ・ えるぼし3段階目（※2） 4点

- ・えるぼし2段階目（※2） 3点
- ・えるぼし1段階目（※2） 2点
- ・行動計画（※3） 1点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準を満たすこと。

※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）

② 次世代育成支援対策推進法（平成12年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定又はトライくるみん認定）

- ・プラチナくるみん（※4） 5点
- ・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）（※5） 3点
- ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（※6） 3点
- ・トライくるみん（※7） 3点
- ・くるみん（平成29年3月31日までの基準）（※8） 2点

※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定

※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし※8の認定を除く。）

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定

※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定

- ・ユースエール認定 4点

（賃金引上げの実施）

給与等受給者一人当たりの平均受給額を対前年度（又は対前年）に比べ一定の増加

率（大企業の場合3%、中小企業等の場合給与総額を1.5%）以上とする旨を「従業員への賃金引上げ計画の表明書」により表明した場合、加点を行うものとする。5点

※「中小企業等」とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

【採点方式】

得点配分は100点とする。

①基礎点は15点とする。

②加点の合計は85点を上限とする。

評価項目	得点区分	評価内容	得点	
実施体制			27	
組織体制	基礎点	業務が遂行可能な人員の確保がなされているか。	1	27
		指揮命令系統が確立しているか。また、それは明確であるか。（グループで参加する場合、グループ内の連携が可能な体制であるか）	1	
	加点	従業者について、業務を遂行する上で有益な経験若しくは能力が提案されているか。	10	
		繁忙期等における円滑な事業遂行のための人員、体制の確保がなされているか。	10	
		緊急時の対応や連絡体制は明確で効果的なものか。	5	
業務の処理手法等			63	
処理方法	基礎点	業務項目、手法が明確、適切であるか（事務フロー図等を活用すること）。	5	5
質の確保	基礎点	情報管理の手法が適切であるか。	2	29
	加点	業務の効率性を高めるための工夫、提案が見られるか。	11	
		当該事務の執行に関し、国側の業務を簡素合理化するための工夫、提案が見られるか。	11	
		国民に対するサービスを増大させるための工夫及びトラブルを未然に防止する提案が見られるか。	5	

日程・ 進捗管理	基礎点	手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか。	2	12
	加点	作業計画、日程管理等について、工夫、提案が見られるか。	5	
		処理期間の短縮のための工夫、提案が見られるか。	5	
借地権同時 売却に係る 対応	基礎点	手法が明確、適切であるか（事務フロー図等を活用すること）。	2	7
	加点	財産ストックの減少などの行政目的を達成するために、効果的な業務内容の提案等がなされているか。	5	
国側のコスト削減	加点	国側のコスト削減のための工夫、提案が見られるか。 （業務ごとに記載）※遠隔地所在財産に係るコスト削減を含む。	8	8
委託費 請求事務	基礎点	手法が明確、適切であるか。	2	2
ワーク・ライフ・バランス等の推進			5	
ワーク・ ライフ・ バランス 等の推進 に関する 指標	加点	次のいずれかに該当しているか。（グループで参加する場合、グループ内のいずれか1者以上が該当しているか） ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定企業） ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定 ・次世代法に基づく認定（くるみん、プラチナくるみん認定又はトライくるみん認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	5	5
賃金引上げの実施			5	
賃金引上げの実施	加点	賃金引上げの実施を表明した企業等	5	5
合計		基礎点	15	100

		加点	85	
--	--	----	----	--

(注1) 従来の実施方法に対する改善提案が提出された場合、加点評価項目において当該改善提案を含めた評価を行うこと。

(注2) 借地権同時売却に係る対応がない場合は、各財務局の実情に応じて、他の項目において基礎点、加点を配分すること。

別紙6 「従来の実施状況等について（財務局ごとに作成）」

(注) 各財務局の実情に応じて、適宜の様式により一覧を作成すること。

評 価 基 準

1. 選定方式及び評価基準詳細は、実施要項の定めによる。

2. 評価の方法

(1) 評価方法

イ 「1. 選定方式」において、「合格」した提案書の各評価項目について、提案内容に応じて加点を付与する。

ロ 提案書の評価においては、書面評価のほかヒアリングによる評価を行うものとする。

ハ 評価は、数名の委員で構成する評価委員会によって行うものとする。

(2) 採点方式

イ 技術に係る得点

提案書の評価における基礎点及び加点の配点は実施要項のとおり。

$$\boxed{\text{基礎点 (15 点)} + \text{加点 (満点 85 点)} = \text{技術点 (満点 100 点)}}$$

ロ 入札金額

入札書に記載された入札金額とする。

ただし、入札書に記載された入札金額における単価（一件当たりの価格）及び割引率の関係は次のとおり。

(イ) $\boxed{\text{入札金額} = \text{入札金額 (定額分)} + \text{入札金額 (定率分)}}$

(ロ) $\boxed{\text{入札金額 (定額分)} = \{\text{単価 (一件当たりの価格)} \times \text{委託予定件数}\} \text{の総和}}$

(ハ) $\boxed{\text{入札金額 (定率分)} = \{\text{標準報酬額} \times (1 - \text{割引率}) \times \text{委託予定件数}\} \text{の総和}}$

(注1) 標準報酬額＝平均的な価格の財産一件を処理した場合の告示報酬額

(注2) 標準報酬額は入札公告に明記

ハ 落札予定者

提案書进行评估した技術に係る得点を、入札価格で除した値について、最高値の整数が3桁となる定数（1百万、1千万、1億、10億等）を乗じ、小数点第5位を切り捨てたものを総合評価点とする。

この総合評価点の最も高い値の者を落札予定者とする。

(参考)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

〇〇財務(支)局(沖縄総合事務局) 〇〇〇〇

1. 入札に付す内容

財務省所管国有財産に係る売払い、譲与、交換、取得時効の処理及び貸付け(以下「管理処分」という。)、〇〇財務(支)局長(沖縄総合事務局長)が必要と認めた現況把握及び境界確定等又は占使用者の特定のための調査(以下「現況調査等」という。)、国有財産台帳価格改定に係る業務、管理委託財産の契約更新に係る業務及びその他一般管理業務並びに以上の業務に係る附帯業務に関する業務委託(詳細は財務局の普通財産の管理処分等業務における競争入札実施要項(以下「実施要項」という。)及び入札説明書による)

- (1) 使用者又は権利者のいる国有財産の管理処分(取得時効の処理を除く。)に関する契約に係る業務
- (2) 誤信使用財産等の現況調査等及び取得時効の処理
- (3) 国有財産台帳価格改定に係る業務
- (4) 管理委託財産の契約更新に係る業務
- (5) その他一般管理業務
- (6) 上記(1)~(5)に係る附帯業務

2. 委託業務の仕様等

実施要項及び入札説明書による

3. 委託する対象地域

〇〇地域 1者

4. 委託予定件数等

委託期間における委託予定件数等は次のとおり。

なお、委託予定件数等はあくまで目安であり、申請書の提出状況等により増減する。

- (1) 国有財産の売払い、譲与又は交換業務 全〇件
(うち〇年度〇件、〇年度〇件、〇年度〇件)
うち、最低報酬額対象件数 〇件
(うち〇年度〇件、〇年度〇件、〇年度〇件)
- (2) 交換勸奨財産の選定に係る事前調査 全〇件
(うち〇年度〇件、〇年度〇件、〇年度〇件)
- (3) 取得時効の処理業務 全〇件

- (うち○年度○件、○年度○件、○年度○件)
- (4) 国有財産の貸付契約業務における新規貸付に係る業務 全○件
(うち○年度○件、○年度○件、○年度○件)
うち、最低報酬額対象件数 ○件
(うち○年度○件、○年度○件、○年度○件)
- (5) 国有財産の貸付契約業務における貸付料改定又は契約更新業務 全○件
(うち○年度○件、○年度○件、○年度○件)
うち、最低報酬額対象件数 ○件
(うち○年度○件、○年度○件、○年度○件)
- (6) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第99条第21号に基づく公共随契に係る時価貸付契約の改定・契約更新業務及び港湾法(昭和25年法律第218号)に基づく時価貸付契約の改定・契約更新業務 全○件
(うち○年度○件、○年度○件、○年度○件)
うち、最低報酬額対象件数 ○件
(うち○年度○件、○年度○件、○年度○件)
- (7) 無償貸付契約の改定・契約更新業務 全○件
(うち○年度○件、○年度○件、○年度○件)
- (8) 承諾料の徴求を伴う増改築等の承認業務 全○件
(うち○年度○件、○年度○件、○年度○件)
うち、最低報酬額対象件数 ○件
(うち○年度○件、○年度○件、○年度○件)
- (9) 電柱等貸付契約更新業務 全○件
(うち○年度○件、○年度○件、○年度○件)
- (10) 誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務 全○件
(うち○年度○件、○年度○件、○年度○件)
- (11) 境界確定補助業務における事前調査 全○件
(うち○年度○件、○年度○件、○年度○件)
- (12) 境界確定補助業務における立会業務 全○件
(うち○年度○件、○年度○件、○年度○件)
- (13) 国有財産台帳価格改定業務 全○件
(うち○年度○件、○年度○件、○年度○件)
- (14) 管理委託財産の契約更新業務 全○件
(うち○年度○件、○年度○件、○年度○件)
- (15) その他一般管理業務 全○件
(うち○年度○件、○年度○件、○年度○件)
- (16) (1)~(15)の業務に係る附帯業務 全○件
(うち○年度○件、○年度○件、○年度○件)
- (17) 国有財産の売払い、譲与又は交換業務に係る平均的な価格の財産一件を処理した場合

- の告示報酬額（最低報酬額対象財産を除く。） ○円
- (18) 国有財産の新規貸付業務に係る平均的な貸付料の財産一件を処理した場合の告示報酬額（最低報酬額対象財産を除く。） ○円
- (19) 貸付中の国有財産に係る貸付料改定等業務に係る平均的な貸付料の財産一件を処理した場合の告示報酬額（最低報酬額対象財産を除く。） ○円
- (20) 貸付中の国有財産に係る承諾料の徴求を伴う増改築等の承認一件を処理した場合の告示報酬額（最低報酬額対象財産を除く。） ○円

5. 必要と見込まれる従業者数

○○地域 ○名以上

6. 入札方法

業務ごとの単価に委託予定件数を乗じた金額と業務ごとの平均的な告示報酬額から割引率に応じて割引いた額に委託予定件数を乗じた金額の合計で行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることはできない。

7. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、本契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。（ただし、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者で、手続開始の決定がなされた後において競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）

- (4) 令和○年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で「○」の等級に格付けされ○○地域の資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有していない者で、入札書の提出期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であること。なお、入札書の提出期限までに、「資格審査結果通知書」の写しを提出すること。

- (5) 普通財産の売払い及び貸付けに関する契約等に係る業務を行う場合においては、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項に基づく免許を受けている者であること。

- (6) 各府省庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含

む。)であること。

- (7) 税の滞納がないこと。
- (8) 申込受付期間の最終日の属する月の初日を基準日として、基準日前1年以内に監督処分を受けていない者であること。
- (9) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (10) 入札説明会（随時説明を含む）において、管理処分等業務の概要等の説明を受けた者であること。
- (11) 入札参加グループでの入札について

イ 単独で業務が担えない場合は、業務対象地域内において業務を適正に遂行できる複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）で参加することができる。

この場合、入札参加グループの構成者のうち1者がグループの代表者となり、提案書の提出及び入札手続を代表者の名前で行うものとする。また、入札参加申込みに当たっては、入札参加グループ結成に関する協定書を作成し併せて提出すること。

また、管理処分等業務の実施に当たっては、入札参加グループの代表者が責任をもって国との連絡調整を行うとともに、入札参加グループの構成者も定期的に国と連携を図り、円滑かつ迅速な業務を実施すること。

なお、入札参加グループの構成者となった者は、本競争に参加する他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。

- ロ 代表者は、上記(1)から(4)及び(6)から(10)までの全ての要件を満たすこととし、グループ構成者は、上記(1)から(4)及び(6)から(9)までの全ての要件を満たすこと。なお、上記(5)については「入札参加グループの中のいずれか1者以上が満たすこと」で可とする。

8. 実施要項及び入札説明書の配付

- (1) 配付期間
令和〇年〇月〇日（〇）から令和〇年〇月〇日（〇）まで
平日〇：〇～〇：〇

- (2) 配付場所

9. 入札説明会

- (1) 開催日時 令和〇年〇月〇日（〇）〇時から
- (2) 開催場所
- (3) 説明事項

- イ 業務委託の概要
- ロ 委託費について
- ハ 契約期間について
- ニ 提案書及び入札書の作成要領について
- ホ その他

- (4) 出席人員 1者当たり〇名までとする。

10. 随時説明

入札説明書のとおり。

11. 入札の申込み

入札に参加する者は、令和〇年〇月〇日（〇）の〇時〇分までに次のとおり申込みを行うこと。

- (1) 申込書類の交付場所及び提出先 上記8に同じ
- (2) 申込受付日及び受付時間 平日〇：〇～〇：〇

12. 提案書の提出

- (1) 提案書の提出期限 令和〇年〇月〇日（〇）〇時まで
- (2) 提出先 上記8に同じ

13. ヒアリング（提案書の内容説明）の開催

実施要項及び入札説明書のとおり

14. 入札書の提出日及び開札の日時等

- (1) 入札書の提出
 - イ 日時 令和〇年〇月〇日（〇）
 - ロ 場所
- (2) 開札の日時及び場所
 - イ 日時 令和〇年〇月〇日（〇）
 - ロ 場所

15. 委託業者の決定方法等

委託業者は、上記12の提案書及び上記14の入札書を提出した者のうち総合評価点の最も高い値の者とする。

なお、本調達には、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で行うものとする。

16. 提案書及び入札書の無効

本公告、実施要項及び入札説明書に示した入札の参加に必要な資格を有しない者の提案書及び入札書は無効とする。

17. 契約書作成の要否

要

18. 委託期間

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

19. 落札結果の公表

契約締結後において、落札者の氏名及び住所、落札価格等の落札結果とともに、入札参加者全員の氏名、入札価格、提案書の総合評価結果等を公表するものとする。

20. 入札保証金及び契約保証金

全額免除

21. その他

本公告に関して不明な点は、下記に問い合わせてください。

問合わせ先

(注) 財務省における会計手続の統一等を図るための指示等に基づく変更は、必要に応じて契約担当官の判断により行って差し支えないものとする。

(参考)

入札説明書

〇〇財務(支)局(沖縄総合事務局)の入札公告(令和〇年〇月〇日付)に基づく入札については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)及び契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)に定めるもののほか、財務局の普通財産の管理処分等業務における競争入札実施要項(以下「実施要項」という。)及びこの入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官

支出負担行為担当官

〇〇財務(支)局(沖縄総合事務局) 〇〇〇〇

2. 入札に付す内容

財務省所管国有財産に係る売払い、譲与、交換、取得時効の処理及び貸付け(以下「管理処分」という。)、〇〇財務(支)局長(沖縄総合事務局長)が必要と認めた現況把握及び境界確定等又は占使用者の特定のための調査(以下「現況調査等」という。)、国有財産台帳価格改定に係る業務、管理委託財産の契約更新に係る業務及びその他一般管理業務並びに以上の業務に係る附帯業務に関する業務委託

- (1) 使用者又は権利者(以下「相手方」という。)のいる国有財産の管理処分(取得時効の処理を除く)に関する契約に係る業務
- (2) 誤信使用財産等の現況調査等及び取得時効の処理
- (3) 国有財産台帳価格改定に係る業務
- (4) 管理委託財産の契約更新に係る業務
- (5) その他一般管理業務
- (6) 上記(1)~(5)に係る附帯業務

3. 委託業務の仕様等

実施要項のとおり

4. 委託する対象地域

〇〇地域 1者

5. 委託予定件数等

委託期間における委託予定件数等は次のとおり。

なお、委託予定件数等はあくまで目安であり、申請書の提出状況等により増減する。

- (1) 国有財産の売払い、譲与又は交換業務 全〇件
(うち〇年度〇件、〇年度〇件、〇年度〇件)
うち、最低報酬額対象件数 〇件
(うち〇年度〇件、〇年度〇件、〇年度〇件)
- (2) 交換勸奨財産の選定に係る事前調査 全〇件
(うち〇年度〇件、〇年度〇件、〇年度〇件)

- (3) 取得時効の処理業務 全〇件
(うち〇年度〇件、〇年度〇件、〇年度〇件)
- (4) 国有財産の貸付契約業務における新規貸付に係る業務 全〇件
(うち〇年度〇件、〇年度〇件、〇年度〇件)
うち、最低報酬額対象件数 〇件
(うち〇年度〇件、〇年度〇件、〇年度〇件)
- (5) 国有財産の貸付契約業務における貸付料改定又は契約更新業務 全〇件
(うち〇年度〇件、〇年度〇件、〇年度〇件)
うち、最低報酬額対象件数 〇件
(うち〇年度〇件、〇年度〇件、〇年度〇件)
- (6) 予決令第99条第21号に基づく公共随契に係る時価貸付契約の改定・契約更新業務及び港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく時価貸付契約の改定・契約更新業務 全〇件
(うち〇年度〇件、〇年度〇件、〇年度〇件)
うち、最低報酬額対象件数 〇件
(うち〇年度〇件、〇年度〇件、〇年度〇件)
- (7) 無償貸付契約の改定・契約更新業務 全〇件
(うち〇年度〇件、〇年度〇件、〇年度〇件)
- (8) 承諾料の徴求を伴う増改築等の承認業務 全〇件
(うち〇年度〇件、〇年度〇件、〇年度〇件)
うち、最低報酬額対象件数 〇件
(うち〇年度〇件、〇年度〇件、〇年度〇件)
- (9) 電柱等貸付契約更新業務 全〇件
(うち〇年度〇件、〇年度〇件、〇年度〇件)
- (10) 誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務 全〇件
(うち〇年度〇件、〇年度〇件、〇年度〇件)
- (11) 境界確定補助業務における事前調査 全〇件
(うち〇年度〇件、〇年度〇件、〇年度〇件)
- (12) 境界確定補助業務における立会業務 全〇件
(うち〇年度〇件、〇年度〇件、〇年度〇件)
- (13) 国有財産台帳価格改定業務 全〇件
(うち〇年度〇件、〇年度〇件、〇年度〇件)
- (14) 管理委託財産の契約更新業務 全〇件
(うち〇年度〇件、〇年度〇件、〇年度〇件)
- (15) その他一般管理業務 全〇件
(うち〇年度〇件、〇年度〇件、〇年度〇件)
- (16) (1)～(15)の業務に係る附帯業務 全〇件
(うち〇年度〇件、〇年度〇件、〇年度〇件)

- (17) 国有財産の売払い、譲与又は交換業務に係る平均的な価格の財産一件を処理した場合の告示報酬額（最低報酬額対象財産を除く。） ○円
- (18) 国有財産の新規貸付業務に係る平均的な貸付料の財産一件を処理した場合の告示報酬額（最低報酬額対象財産を除く。） ○円
- (19) 貸付中の国有財産に係る貸付料改定等業務に係る平均的な貸付料の財産一件を処理した場合の告示報酬額（最低報酬額対象財産を除く。） ○円
- (20) 貸付中の国有財産に係る承諾料の徴求を伴う増改築等の承認一件を処理した場合の告示報酬額（最低報酬額対象財産を除く。） ○円

※ 「告示報酬額」とは、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 46 条第 1 項の規定に基づく、国土交通省の告示（宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額、昭和 45 年建設省告示第 1552 号）により定めたものをいう。

6. 必要と見込まれる従業者数

○○地域 ○名以上

7. 入札方法

業務ごとの単価に委託予定件数を乗じた金額と業務ごとの平均的な告示報酬額から割引率に応じて割引いた額に委託予定件数を乗じた金額の合計で行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札書は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることはできない。

8. 委託費等

別紙のとおり

9. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告のとおり

10. 入札説明会

(1) 開催日時 令和○年○月○日（○）○時から

(2) 開催場所

(3) 説明事項

イ 業務委託の概要

ロ 委託費について

ハ 契約期間について

ニ 提案書及び入札書の作成要領について

ホ その他

(4) 出席人員 1 者当たり○名までとする。

11. 随時説明

(1) 実施日時 令和〇年〇月〇日（〇）から令和〇年〇月〇日（〇）まで
平日〇：〇～〇：〇

(2) 実施場所

(3) 説明事項等 上記 10 に記載した入札説明会に準ずる

12. 入札の申込み

入札に参加する者は、令和〇年〇月〇日（〇）の〇時〇分までに次のとおり申込みを行うこと。

(1) 申込書類の提出先

(2) 申込受付日及び受付時間 平日〇：〇～〇：〇

※ 入札参加申込書の提出に当たっては、入札参加資格の審査に必要な書類を必ず添付すること。

13. 提案書の提出期限等

(1) 提案書の提出期限 令和〇年〇月〇日（〇）〇時まで

(2) 提出先

※ 提案書は、実施要項に定める様式により提出することとし、会社概要、組織図、事務フロー図を必ず添付すること。

なお、提案書には、評価項目の全てが提案されていなければならないものとするほか、評価の基準に示した各項目に対する提案を具体的にするものとする。

14. ヒアリング（提案書の内容説明）の開催

(1) 開催日時 令和〇年〇月〇日（〇）〇時

(2) 開催場所

(3) 出席人員 1者当たり〇名までとする（業務従事予定者を1名以上含むこと。なお、入札参加グループの場合はグループ構成者ごとに業務従事予定者1名以上が出席すること。）。

15. 入札書の提出日及び開札の日時等

(1) 入札書の提出

イ 日時 令和〇年〇月〇日（〇）〇時

ロ 場所

(2) 開札の日時及び場所

イ 日時 令和〇年〇月〇日（〇）〇時

ロ 場所

16. 委託業者の決定及び契約締結

(1) 提出された提案書及び入札書等により総合評価点の最も高い値の者を1者選定する。
（割引率の適用については別紙（留意事項）を参照のこと）

なお、総合評価点の最も高い値の者が複数いるときは、くじ引きにより委託業者を決定する。

(2) 委託業者が決定したときは、その旨を通知するとともに、別に定める「普通財産の管

理処分等業務委託契約書」により契約を締結する。

(3) なお、委託業者が入札参加グループの場合は、国と入札参加グループの構成者との間で契約を締結する。

17. 契約方式

この調達に係る契約は単価による契約とする。ただし、上記 16 の(1)に記載した割引率が適用される業務については、告示報酬額から当該割引率に応じた割引を行うものとする。

18. 提案書及び入札書の無効

本公告に示した入札の参加に必要な資格を有しない者の提案書及び入札書は無効とする。

19. 委託期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

20. 入札保証金及び契約保証金

全額免除

21. その他

本入札説明書に関して不明な点は、下記に問い合わせてください。

問い合わせ先

別紙

委託費等

1. 売払い、譲与、交換に係る業務

契約し、売払代金又は見積評価額に応じて、次の告示報酬額を支払う。

200万円以下 100分の5.5

200万円超～400万円以下 100分の4.4

400万円超 100分の3.3

ただし、売払代金又は見積評価額が2,500万円を超えるときは委託費891,000円を限度とする。

なお、上記告示報酬額が単価契約額未満の場合は上記告示報酬額に代えて別途の報酬として単価契約額を支払う。

2. 取得時効の処理に係る業務

(1) 現地調査等

財務（支）局長（沖縄総合事務局長）（以下「財務局長等」という。）が具体的に指示する現地調査等又は関係者からの証明等の徴求及び時効確認調査記録カードの作成を終了し、当該資料等を審査確認したときに、一件の委託財産につき単価契約額を支払う。

なお、資料等の収集に伴い委託費を要した場合はその実費額を加えた額を支払う。

(2) 取得時効の完成の認否に係る決議書の作成等業務

決議書の作成、取得時効確認通知書の送付及び財務局長等の必要に応じた所有権移転登記嘱託請求書等に基づく登記に必要な書類の調製を終了し、審査確認したときに、一件の委託財産につき単価契約額を支払う。

3. 貸付契約に係る業務

(1) 新規貸付の契約に係る業務

契約後、告示報酬額（契約済貸付料の1か月分×1.1）を支払う。ただし、月額貸付料が10万円を超えるときは、110,000円を限度とする。

なお、上記告示報酬額が単価契約額未満の場合は上記告示報酬額に代えて別途の報酬として単価契約額を支払う。

(2) 貸付料改定及び契約更新業務

通知書又は一部変更契約書の送付及び回収後、月額貸付料の0.55倍の額を支払う。

ただし、月額貸付料の0.55倍の額が55,000円を超えるときは55,000円を限度とする。

なお、上記金額が単価契約額未満の場合は単価契約額を支払う。

(3) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第21号に基づく公共随契に係る時価貸付契約の改定・契約更新業務及び港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく時価貸付の改定・契約更新業務

決議書の作成等、財務局長等が必要と認める書類の調製を終了し、当該書類を審査確認したときに、一件の委託財産につき単価契約額を支払う。

(4) 無償貸付契約の改定・契約更新業務

上記(3)のとおり。

(5) 増改築等及び借地権等譲渡の承認業務

承認業務の完了後、月額貸付料の0.55倍の額を支払う。ただし、月額貸付料の0.55倍の額が55,000円を超えるときは55,000円を限度とする。

なお、承諾料の徴求を伴わない場合は、一契約につき単価契約額を支払う。

(6) 電柱等貸付契約更新業務

契約更新業務の完了後、一契約につき単価契約額を支払う。

(注) 委託業者が消費税法(昭和63年法律第108号)第9条第1項本文の規定の適用を受ける事業者であるときは、1及び3の規定に基づき算出した額(単価契約額を除く)に110分の100を乗じる。

4. 現況等及び占使用者調査業務

財務局長等が具体的に指示する資料等の収集、必要な現地調査及び近隣住民からの情報等の収集並びに調査票等を作成し、当該資料等を審査確認したときに、一件の委託財産につき単価契約額を支払う。

なお、資料等の収集に伴い委託費を要した場合はその実費額を加えた額を支払う。

5. 境界確定補助業務

(1) 事前調査業務

財務局長等が具体的に指示する資料等の収集、財務局長等が決定する境界確定の補助を行うために必要な事前の現地確認及び近隣住民からの情報等の収集並びに境界調査・調整記録書を作成し、当該資料等を審査確認したときに、一件の委託財産につき単価契約額を支払う。

なお、資料等の収集に伴い委託費を要した場合はその実費額を加えた額を支払う。

(2) 立会業務

現地立会い及び立会協議報告書を作成し、当該資料等を審査確認したときに、一件の委託財産につき単価契約額を支払う。

なお、現地立会いが複数回必要となった場合において、財務局長等が適当と認めた場合には、単価契約額に当該回数に乗じた額を支払う。

(3) 境界確定協議書に係る決議書の作成等業務

境界確定協議書(案)及び境界標写真の徴求、審査及び決議書の作成、並びに境界確定協議書等を送付し、当該資料等を審査確認したときに、一件の委託財産につき単価契約額を支払う。

6. 国有財産台帳価格改定業務

財務局長等が具体的に指示する資料等の収集及び価格改定評価調書等を作成し、当該資料等の審査確認したときに、一件の委託財産につき単価契約額を支払う。

7. 管理委託財産の契約更新に係る業務

決議書の作成等、財務局長等が必要と認める書類の調製を終了し、当該書類を審査確認したときに、一件の委託財産につき単価契約額を支払う。

8. その他一般管理業務委託費

業務完了後、一件の委託財産につき単価契約額を支払う。

9. 附帯業務

(1) 附帯業務委託費

業務完了後、一件の委託財産につき、単価契約額を支払う。

(2) 貸付財産等に係る境界確定補助業務等

上記4及び5に準じ一件の委託財産につき、単価契約額を支払う。

10. 遠隔地所在財産の現況等調査費

各年度の支払予定金額は次のとおり。

○年度○円、○年度○円、○年度○円

(留意事項)

1. 本入札説明書の16. (委託業者の決定及び契約締結) (1)の割引率は、上記「委託費」の1 (なお書を除く。) 及び3 ((1)のなお書、(2)のなお書、(3)、(4)、(5)のなお書き及び(6)を除く。) に適用する。
2. 委託業者は、契約相手方、土地境界確定申請者又は取得時効確認申請者から、国有財産の管理処分報酬として、一切の手数料を受領してはならない。
3. 委託業者は、既に売払い、譲与、交換、取得時効の処理及び貸付け若しくは現況調査等のため、申請者から委託を受けている場合は、国の業務委託を受けることができない。

(参考)

入札参加申込書

普通財産の管理処分等業務に係る業務委託の入札に参加したいので申込みます。

なお、当社は、公告等で示された入札に参加する者に必要な資格を具備していることを申し添えます。

令和 年 月 日

参加者 業者名
代表者
住所
連絡先
担当者名

————— 切り取り線 —————

申込みの受付を了したことを証明します。

令和 年 月 日

〇〇財務（支）局（沖縄総合事務局）

(参考)

入 札 書

1. 件名

普通財産の管理処分等業務に係る業務委託

2. 入札金額

入札価格（総額） , , , 円
（抜税）

（注） 金額には¥マークを頭書する。

3. 業務内容

国提示の仕様書のとおり。

上記金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

住 所
法 人 名
代表者氏名

支出負担行為担当官

殿

(参考)

内 訳 書

「普通財産の管理処分等業務に係る業務委託」の契約金額（単価等）について、以下のとおり提出します。

(○年度)

区分	業 務 内 容	単価 (円)	予定件数 (件)	年間予定金額 (円)
定 額 分	・ 売払い、譲与及び交換契約			
	・ 交換勸奨財産の選定に係る事前調査			
	・ 取得時効処理に係る現地調査等			
	・ 取得時効申請書の作成案内 ・ 取得時効の認否に係る決議書の作成等			
	・ 新規貸付契約（最低報酬額）			
	・ 貸付料の改定又は契約更新（最低報酬額） ・ 承諾料の徴求を伴う増改築等の承認（最低報酬額）			
	・ 電柱等貸付の契約更新			
	・ 誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務			
	・ 境界確定補助業務における事前調査			
	・ 境界確定補助業務における立会業務			
	・ 国有財産台帳価格改定業務			
・ 予算決算及び会計令第99条第21号に基づく公共随契に係る時価貸付の改定・更新業務及び港湾法に基づく時価貸付の改定・契約更新業務				

	・ 無償貸付契約の改定・契約更新				
	・ 管理委託財産契約更新業務				
	・ その他一般管理業務				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既往使用料の計算及び納付の折衝 ・ 既往使用料納付確約書の取付け ・ 鑑定評価依頼等に係る決議書等の作成等 ・ 承諾料の徴求を伴わない増改築等の承認 ・ 境界確定協議に係る決議書等の作成 ・ 概算価格の計算及び買受勧奨 ・ その他附帯業務 				
(注) 単価には消費税及び地方消費税を含まないものとする。					
区分	業 務 内 容	平均的な告示報酬額 (円)	割引率 (%)	予定件数 (件)	年間予定金額 (円)
定 率 分	・ 売払い、譲与及び交換契約				
	・ 新規貸付契約				
	・ 貸付料の改定又は契約更新				
	・ 承諾料の徴求を伴う増改築等の承認				
(注) 数値は正の整数又は0 (ゼロ) とする。					
	○年度計 (円)				

※契約書第 24 条で定める違約金額は、違約金対象業務に係る委託費の額の倍額とする。

(注 1) 委託予定件数は予定であり、数量を保証するものではない。また、数量は国の都合により増減する。

(注 2) 国の都合により委託予定件数を変更しても受託者は損害賠償の請求をできないものとする。

(注 3) 内訳書は年度ごとに作成するものとする。ただし、各業務内容に係る単価及び割引率は、全年度で同一のものとする。

区分	内 容	年間支払予定金額（円）
立替金等	○年度 遠隔地所在財産の現況等調査費	

※遠隔地所在財産の現況等調査費は、入札金額の対象としない。

各年度の年間予定金額

年 度	年間予定金額（円）
○年度	
○年度	
○年度	
3か年度合計	

（注）最終年度の内訳書の後に記載する。

各年度の年間予定金額に、遠隔地所在財産の現況等調査費は含まない。

令和 年 月 日

住 所
法 人 名
代表者氏名

支出負担行為担当官

殿

※この内訳書は、落札者のみ落札決定後、速やかに提出すること。

(参考)

委託業者選定評価委員会の設置及び運営に関する要綱

(設置目的)

第1条 普通財産に係る売払い、貸付等の業務委託を行うための総合評価落札方式入札の実施に関し、委託業者選定の評価を行うため、〇〇財務局の管財部長のもとに当該事業に係る委託業者選定評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事項について検討及び評価等を行い、管財部長に報告する。

- (1) 提案書の評価における評価基準等に関する事項
- (2) 提案書の評価に関する事項
- (3) その他委託業者の評価に関し必要な事項

2 前項第1号に掲げる事項の検討に関して、従前の入札結果及びその結果に基づく業務の執行状況を十分に考察しなければならない。

3 前条の入札公告に当たっては、事前に前項の規定に則り第1項第1号の検討を行うものとする。

(組織等)

第3条 評価委員会は、総務部委員及び管財部委員で構成する。

2 総務部委員は、〇〇財務局総務部門の総務課長、会計課長、会計課課長補佐、財務事務所の総務課長及びこれらに相当する役職の者のうちから充てる。

3 管財部委員は、〇〇財務局管財部門の業務委託事務担当次長、管財総括課長、国有財産調整官、特別国有財産管理官、審理課長、業務委託事務担当統括国有財産管理官、財務事務所の管財課長及びこれらに相当する役職の者のうちから充てる。

4 委員は5人以上とする。

(委員長)

第4条 評価委員会に、委員の互選により定めた委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

3 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会は、原則として、管財部長が招集する。

2 評価委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

3 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 評価委員会は非公開とする。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正・公平に評価を行わなければならない。

2 委員は直接間接を問わず、一切当該事業の提案に関与してはならない。関与が判明したときは、委員が関与した提案を選考対象外とする。

(評価結果の公表)

第7条 評価委員会における評価の結果は、管財部長に報告され、支出負担行為担当官が落札者を決定した後に、平成18年8月25日付財計第2017号「公共調達適正化について」の規定に基づき公表する。

(設置期間)

第8条 評価委員会の設置期間は、第2条に規定する評価等が終了するまでの間とする。

(事務局)

第9条 評価委員会の事務局は、〇〇財務局管財部〇〇課に置き、管財部長が事務局を統括する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、評価委員会に諮り委員長が別に定める。

※ 様式中、「財務局」とある箇所は必要に応じ「福岡財務支局」、「沖縄総合事務局」、「財務事務所」に、「管財部長」とある箇所は必要に応じ「財務部長」、「財務事務所長」等にそれぞれ置き換える。

別紙第1号様式

普通財産の管理処分等業務委託契約書

委託者国（以下「国」という。）と受託者とは、次の条項により、普通財産の売払い、譲与、交換、取得時効の処理及び貸付けに係る業務、誤信使用財産等の現況調査等に係る業務、国有財産台帳価格改定業務、管理委託財産の契約更新業務及びその他一般管理業務並びに以上の業務に係る附帯業務（以下「委託業務」という。）に関する委託契約を締結する。

（業務の委託）

- 第1条 国は、受託者に対し、国が別途交付する「委託財産目録」（以下「目録」という。）に記載する普通財産（以下「委託財産」という。）の売払い、譲与、交換、取得時効の処理、貸付け、現況調査等、国有財産台帳価格改定、管理委託財産の契約更新業務及びその他一般管理業務並びに以上の業務に係る附帯業務に関する委託業務を委託する。
- 2 受託者は、国が委託した委託業務に積極的に従事するとともに、国の意に反することがあってはならない。
- 3 受託者は、本契約書に綴じ込んだ提案内容及び「財務局の普通財産の管理処分等業務における競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）により業務を行わなければならない。

（目録等の交付及び取消し）

- 第2条 国が受託者に対して委託業務を委託する財産については、目録及び必要関係書類（以下「目録等」という。）を別途交付するものとする。
- 2 国は、前項の規定により交付した目録等の全部又は一部について必要があると認めるときは、交付の取消しを行うことができるものとする。

（履行場所）

- 第3条 本契約に定める委託業務の履行場所は、次のとおりとする。
- (1) ○○財務局（○○財務事務所）管財部管財課（○○課）
（○○県○○市○○区○○ ○番○ ○○合同庁舎○号館○階）
- (2) 委託財産所在地
- (3) 国の指定する場所（財務事務所等）

（契約期間）

- 第4条 本契約の期間は、契約締結の日から令和○年○月○日までとする。

（契約金額等）

- 第5条 契約金額は○円（うち消費税及び地方消費税○円）とする。
- なお、各年度の委託費の予定金額は、別紙1の年間予定金額の合計欄のとおりとする。
- 2 別紙1の委託予定件数に変更が生じ、契約金額を変更する必要があると国が認めた場合は、契約金額の変更をするものとする。
- 3 国が、受託者に対し、次条に定める委託業務の対価として委託費を支払うときは、第9条によるものとする。

(委託業務の内容)

第6条 受託者は、国の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）の指示に従い、次に掲げる委託業務を行わなければならない。

(1) 売払い、譲与、交換又は新規貸付の契約に係る業務（国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号。以下「特措法」という。）第9条第2項の規定に基づく交換を除く。）

イ 「お知らせ」の作成及び送付に係る業務

ロ 申請書類の徴求、審査

ハ 委託財産の現況及び権利関係等の調査（不動産登記簿及び地図（旧土地台帳法施行細則に規定する土地台帳及び地図）の調査を含む。）

ニ 評価額又は貸付料の算定調書及び決議書の作成

ホ 契約書の送付に係る業務及び相手方との折衝

ヘ 登記手続書類の調製

ト その他国が必要と認める証拠書類等の調製

(2) 特措法第9条第2項の規定に基づく交換の契約に係る業務

イ 交換勸奨財産の選定に係る事前調査

(イ) 国が必要と認めた具体的資料の収集

(ロ) 交換勸奨財産の選定を行うために必要な現地確認

(ハ) 「業務委託財産の現況及び権利関係等に関する調査書」の作成

ロ 交換勸奨等

ハ 評価額算定調書の作成

ニ 同意書の徴求、審査

ホ 決議書の作成

ヘ 契約書等の送付に係る業務

ト 登記手続書類の調製

チ その他国が必要と認める証拠書類等の調製

(3) 取得時効の処理業務

イ 「お知らせ」の作成及び送付に係る業務

ロ 現地調査等

(イ) 平成13年3月30日付財理第1268号「取得時効事務取扱要領」通達（以下「取得時効事務取扱要領」という。）第3の3の(2)に掲げる事項を確認するために国が具体的に指示する現地調査又は関係者からの証明等の徴求

(ロ) 取得時効事務取扱要領別紙第2号様式による「時効確認調査記録カード」の作成

ハ 取得時効の完成の認否に係る決議書の作成等業務

(イ) 決議書の作成

(ロ) 取得時効確認通知書の送付に係る業務

い 取得時効の完成が認定されたもの

取得時効事務取扱要領別紙第5号様式による通知

- ii 取得時効の完成が否認されたもの
取得時効事務取扱要領別紙第6号様式による通知
- iii 登記手続書類の調製

- (4) 貸付料改定及び貸付契約更新に係る業務
 - イ 「お知らせ」の作成及び送付に係る業務
 - ロ 現況及び権利関係等の調査
 - ハ 買受勧奨等及び相手方から要請のあった事項に関する説明
 - ニ 貸付料算定調書及び決議書の作成
 - ホ 改定貸付料の通知又は一部変更契約書の送付に係る業務及び相手方との折衝
 - ヘ その他国が必要と認める証拠書類等の調製
- (5) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条第21号に基づく公共随契に係る時価貸付契約の改定・契約更新業務及び港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく時価貸付の改定・更新業務
 - イ 「お知らせ」の作成及び送付に係る業務
 - ロ 現況調査
 - ハ 貸付料算定調書及び決議書の作成
 - ニ その他国が必要と認める証拠書類等の調製
- (6) 無償貸付契約の改定・契約更新業務
 - イ 「お知らせ」の作成及び送付に係る業務
 - ロ 現況調査
 - ハ 違約金の算定及び決議書の作成
- (7) 増改築、借地条件の変更及び借地権等譲渡（以下「増改築等」という。）の承認業務
 - イ 申請書類の徴求、審査
 - ロ 増改築等承諾料の算定及び決議書の作成
 - ハ 増改築等承認書の送付及び改定貸付料の通知等に係る業務並びに相手方との折衝
 - ニ その他国が必要と認める証拠書類等の調製
 - ホ その他必要な事項
- (8) 電柱等貸付契約更新に係る業務
 - イ 「お知らせ」の作成及び送付に係る業務
 - ロ 現況調査
 - ハ 貸付料算定調書及び決議書の作成
 - ニ 更新通知に係る業務及び相手方との折衝
 - ホ その他国が必要と認める証拠書類等の調製
- (9) 誤信使用財産等の現況調査等に係る業務
 - イ 現況等及び占使用者調査業務
 - (イ) 「お知らせ」の作成及び送付に係る業務
 - (ロ) 調査
 - ロ 境界確定補助業務

- (イ) 「お知らせ」の作成及び送付に係る業務
 - (ロ) 事前調査
 - (ハ) 立会業務
 - (ニ) 境界確定協議書等に係る決議書の作成及び送付に係る業務
- (10) 国有財産台帳価格改定に係る業務
- イ 国が具体的に指示する資料等の収集
 - ロ 価格改定評価調書等の作成業務
- (11) 管理委託財産の契約更新に係る業務
- イ 「お知らせ」の作成及び送付に係る業務
 - ロ 現況調査
 - ハ 違約金の算定及び決議書の作成等業務
- (12) その他一般管理業務
- 委託財産の管理に関して貸付相手方等からの要請又は国の指示する業務
- (13) 附帯業務
- イ 誤信使用財産に係る既往使用料又は不当利得額の計算
 - ロ 誤信使用財産に係る既往使用料又は不当利得額の納付に関する相手方との折衝及び確約書の取付け
 - ハ 誤信使用財産に係る財産の台帳登載、民間精通者への鑑定評価依頼又は意見価格の徴求及びその他調達（以下「鑑定評価依頼等」という。）に係る決議書の作成
 - ニ 誤信使用財産等に係る買受勧奨（そのための概算価格等の算定を含む。）
 - ホ 貸付財産等に係る境界確定補助業務等
業務内容は「(9)誤信使用財産等の現況調査等に係る業務」に準ずるものとする。
 - ヘ 国有畦畔の時効取得申請書に係る作成案内
 - ト 以上のほか(1)から(12)の業務に附帯する業務
- 2 受託者は、委託業務の処理に当たっては、国が別に定める実施要項により適正な処理を行わなければならない。

（処理期間）

- 第7条 受託者は、前条第1項第1号に定める業務については、国が申請書を受理してから、契約通知文書の送付までを原則として30日（休日その他の閉庁日を除く。）以内（目録等を交付してから契約締結までは、原則として90日（休日その他の閉庁日を除く。）以内。）に処理しなければならない。なお、当該業務のうち、現況及び権利関係等の調査は、目録等交付後、原則として30日以内（休日その他の閉庁日を除く。）に処理しなければならない。
- 2 受託者は、前条第1項第3号に定める業務のうち、現地調査にあつては、目録等を交付してから、原則として14日（休日その他の閉庁日を除く。）以内に実施しなければならない。
- 3 受託者は、前条第1項第9号に定める業務のうち、事前調査については、申請書受理後、原則として30日（休日その他の閉庁日を除く。）以内に、境界確定協議書等の送付に係る

業務については、隣接土地所有者押印済みの境界確定協議書等（案）受理後、原則として10日（休日その他の閉庁日を除く。）以内に処理しなければならない。

4 受託者は、前条に定める業務のうち、本条第1項から第3項までに処理期間の定めのない業務については、目録等交付後、国が指定する期間内に処理しなければならない。

（目録等の返還）

第8条 受託者は、前条に規定する処理期間内に処理できない委託財産があるときは、処理期間経過後遅滞なく処理できなかった理由を記載した書面を添付して、目録等を返還しなければならない。

（委託費の算定及び支払時期）

第9条 国は、受託者に対し次の各号の定めるところにより算定した委託費、誤信使用財産等の現況調査等業務委託費、国有財産台帳価格改定業務委託費、管理委託財産の契約更新業務委託費、その他一般管理業務委託費、附帯業務委託費及び遠隔地等所在財産の現況等調査費を支払うものとする。

(1) 委託費

イ 売買契約業務委託費

売払代金が完納（延納を認めた場合、即納金の納付）され、かつ、所有権移転登記嘱託請求書（売払代金の延納を認めた場合、担保物件保存のための登記承諾書を含む。）に基づき登記に必要な書類及び国が必要と認める書類の調製を終了し、国が当該書類を審査確認したときは、一契約の売払価額2,500万円を限度として、告示報酬額（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定により国土交通大臣が定める報酬の額。以下同じ。） $[\times (100\% - \text{割引率})]$ を支払う。ただし、一契約の売払価額における告示報酬額 $[\times (100\% - \text{割引率})]$ が〇円（別紙1内訳書記載単価）未満の場合は、上記の額に代えて、決議のための調書作成等の業務に対する報酬として、一律〇円（別紙1内訳書記載単価）（消費税及び地方消費税の相当額（以下「消費税等相当額」という。）を含む。）を支払う。

ロ 譲与及び交換契約業務委託費

所有権移転登記嘱託請求書に基づき登記に必要な書類及び国が必要と認める書類の調製を終了し、国が当該書類を審査確認したときは、一契約の見積評価額2,500万円を限度として、告示報酬額 $[\times (100\% - \text{割引率})]$ を支払う。ただし、一契約の見積評価額における告示報酬額 $[\times (100\% - \text{割引率})]$ が〇円（別紙1内訳書記載単価）未満の場合は、上記の額に代えて、決議のための調書作成等の業務に対する報酬として一律〇円（別紙1内訳書記載単価）（消費税等相当額を含む。）を支払う。

ハ 一件の委託財産について売買契約と譲与又は交換契約を締結する場合（当該複数契約を一契約とみなすものとする。）

売払代金が完納（延納を認めた場合は、即納金の納付）され、かつ、所有権移転登記嘱託請求書（延納を認めた場合、担保物件保存のための登記承諾書を含む。）に基づき登記に必要な書類及び国が必要と認める書類の調製を終了し、国が当該書類を審査確認したときは、複数の契約に係る売払価額及び見積評価額の合計額2,500万円を

限度として、告示報酬額〔×（100%－割引率）〕を支払う。

ただし、複数契約の売払価額及び見積評価額の合計額における告示報酬額〔×（100%－割引率）〕が〇円（別紙1内訳書記載単価）未満の場合は、上記の額に代えて、決議のための調書作成等の業務に対する報酬として、一律〇円（別紙1内訳書記載単価）（消費税等相当額を含む。）を支払う。

二 取得時効の処理業務委託費

(イ) 現地調査等業務委託費

国が具体的に指示する現地調査又は関係者からの証明等の徴求及び時効確認調査記録カードの作成を終了し、国が当該資料等を審査確認したときは、一件の委託財産について〇円（別紙1内訳書記載単価）（消費税等相当額を含む。）を支払う。

なお、資料等の収集に伴い委託費を要した場合はその実費額を加えた額を支払う。

(ロ) 取得時効の完成の認否に係る決議書の作成等業務委託費

決議書の作成、取得時効確認通知書の送付及び国の必要に応じた所有権移転登記嘱託請求書等に基づく登記に必要な書類の調製を終了し、国が審査確認したときは、一件の委託財産について〇円（別紙1内訳書記載単価）（消費税等相当額を含む。）を支払う。

ホ 新規貸付業務委託費

新規貸付契約を締結した後、国が必要と認める書類の調製を終了し、国が当該書類を審査確認したときは、一契約の月額貸付料10万円を限度として、告示報酬額〔×（100%－割引率）〕を支払う。ただし、一契約の告示報酬額〔×（100%－割引率）〕が〇円（別紙1内訳書記載単価）未満の場合は、上記の額に代えて、決議のための調書作成等の業務に対する報酬として、一律〇円（別紙1内訳書記載単価）（消費税等相当額を含む。）を支払う。

ヘ 貸付料の改定業務又は貸付契約の更新業務委託費

貸付料の改定業務又は貸付契約の更新業務を完了後、国が必要と認める書類の調製を終了し、国が当該書類を審査確認したときは、一契約の月額貸付料10万円を限度として、改定後の月額貸付料の0.55倍〔×（100%－割引率）〕の額（消費税等相当額を含む。）を支払う。ただし、改定後の月額貸付料の0.55倍〔×（100%－割引率）〕の額が〇円（別紙1内訳書記載単価）未満の場合は、上記の額に代えて、〇円（別紙1内訳書記載単価）（消費税等相当額を含む。）を支払う。

ト 予決令第99条第21号に基づく公共随契に係る時価貸付契約の改定・契約更新業務及び港湾法に基づく時価貸付契約の改定・契約更新業務委託費

決議書を作成後、国が必要と認める書類の調製を終了し、国が当該書類を審査確認したときは、一件の委託財産について〇円（別紙1内訳書記載単価）（消費税等相当額を含む。）を支払う。

チ 無償貸付契約の改定・契約更新業務委託費

上記トのとおり。

リ 増改築等の承認業務委託費

増改築等の承認手続を完了後、国が必要と認める書類の調製を終了し、国が当該書類を審査確認したときは、上記へと同様に算定した額を支払う。ただし、承諾料の徴求を伴わないものは一件の委託財産について〇円（別紙 1 内訳書記載単価）（消費税等相当額を含む。）を支払う。

ヌ 電柱等貸付契約更新業務委託費

更新手続を完了後、国が必要と認める書類の調製を終了し、国が当該書類を審査確認したときは、一契約について〇円（別紙 1 内訳書記載単価）（消費税等相当額を含む。）を支払う。

(2) 誤信使用財産等の現況調査等業務委託費

イ 現況等及び占使用者調査業務委託費

国が具体的に指示する資料等の収集、必要な現地確認及び近隣住民からの情報等の収集並びに調査票等の作成を終了し、国が当該資料等を審査確認したときは、一件の委託財産について〇円（別紙 1 内訳書記載単価）（消費税等相当額を含む。）を支払う。

なお、資料等の収集に伴い委託費を要した場合はその実費額を加えた額を支払う。

ロ 境界確定補助業務委託費

(イ) 事前調査業務委託費

国が具体的に指示する資料等の収集、国が決定する境界確定の補助を行うために必要な事前の現地確認及び近隣住民からの情報等の収集並びに境界調査・調整記録書の作成を終了し、国が当該資料等を審査確認したときは、一件の委託財産について〇円（別紙 1 内訳書記載単価）（消費税等相当額を含む。）を支払う。

なお、資料等の収集に伴い委託費を要した場合はその実費額を加えた額を支払う。

(ロ) 立会業務委託費

現地立会い及び立会協議報告書の作成を終了し、国が当該報告書を審査確認したときは、一件の委託財産について〇円（別紙 1 内訳書記載単価）（消費税等相当額を含む。）を支払う。

なお、現地立会いが複数回必要となった場合において、国が適当と認めた場合には、〇円（別紙 1 内訳書記載単価）（消費税等相当額を含む。）に当該回数を乗じた額を支払う。

(ハ) 境界確定協議書に係る決議書の作成等業務委託費

境界確定協議書（案）及び境界標写真の徴求、審査及び決議書の作成、並びに境界確定協議書を送付し、国が審査確認したときは、一件の委託財産について〇円（別紙 1 内訳書記載単価）（消費税等相当額を含む。）を支払う。

(3) 国有財産台帳価格改定業務委託費

国が具体的に指示する資料等の収集、価格改定評価調書の作成・調製を終了し、国が審査確認したときは、一件の委託財産について〇円（別紙 1 内訳書記載単価）（消費税

等相当額を含む。)を支払う。

(4) 管理委託財産の契約更新業務委託費

管理委託財産の契約更新業務に係る決議書を作成後、国が必要と認める書類の調製を終了し、国が当該書類を審査確認したときは、一件の委託財産について〇円（別紙1内訳書記載単価）（消費税等相当額を含む。）を支払う。

(5) その他一般管理業務委託費

当該業務を完了したときは、一件の委託財産について〇円（別紙1内訳書記載単価）（消費税等相当額を含む。）を支払う。

(6) 附帯業務委託費

イ 既往使用料等の計算等

売払い、譲与、交換又は新規貸付契約を締結した場合において、既往使用料又は不当利得額の計算及び納付に関する相手方折衝を行ったときは、一件の委託財産について〇円（別紙1内訳書記載単価）（消費税等相当額を含む。）を支払う。

ロ 「既往使用料納付確約書」の取付け等

売払い、譲与、交換及び新規貸付契約が締結できなかった場合において、「既往使用料納付確約書」の取付けを行ったときは一確約書（一件の委託財産を誤信使用している者が複数名存在し、かつ、その共有が不可分である場合においては、不可分共有者全員の確約書をもって一確約書とする。）について、また、別途台帳登録決議書を作成し、国が当該決議書を審査確認したときは、一決議書について〇円（別紙1内訳書記載単価）（消費税等相当額を含む。）を支払う。

ハ 鑑定評価依頼等に係る決議書の作成等

鑑定評価依頼等に係る決議書を作成し、国が当該決議書等を審査確認したときは、一決議書について〇円（別紙1内訳書記載単価）（消費税等相当額を含む。）を、また、交換勸奨財産の選定に係る事前調査を終了し、国が当該調査において収集した資料等を審査確認したときは、一件の委託財産について〇円（別紙1内訳書記載単価）（消費税等相当額を含む。）を支払う。

なお、資料等の収集に伴い委託費を要した場合はその実費額を加えた額を支払う。

二 貸付財産等に係る境界確定補助業務等

「(2)誤信使用財産等の現況調査等業務委託費」の規定に準じた業務委託費を支払う。

ホ その他附帯業務

国の指示による業務を行い国が業務の完了を審査確認したときは、一件の委託財産について〇円（別紙1内訳書記載単価）（消費税等相当額を含む。）を支払う。

(7) 遠隔地所在財産の現況等調査費（以下「調査費」という。）

イ 委託財産の所在地を管轄する〇〇財務（支）局（沖縄総合事務局）若しくは財務事務所又はこれらの出張所の庁舎を起点として片道30kmを超える財産（以下「遠隔地財産」という。）の現況等の調査及び現地立会い（立会いに必要な事前調査を含む。以下同じ。）を実施させる場合は、国が提案書において提案された遠隔地に所在する財産の処理方法を勘案の上、次により算定した交通費を支払う。

ただし、目録等交付の時期及び委託件数等を勘案し、1回の現況等の調査及び現地立会いにおいて複数の該当財産の現況等の調査及び現地立会いが可能なときは、当該1回の現況等の調査及び現地立会いに必要な額とする。なお、次のいずれにも該当する場合は、合算した額とする。

(イ) 現況等の調査及び現地立会いを実施するために、自動車を使用した場合

[当該財産までの路程(km)] × [国土交通省が発表する自動車燃料消費量統計年報の貨物輸送における営業用小型車又は自家用小型車の1km当たり燃料消費量のいずれか低い直近の指数(ℓ/km)] × [現況等の調査及び現地立会い時点におけるガソリン又は軽油の時価額(円/ℓ)] により算定した額。

(ロ) 現況等の調査及び現地立会いを実施するために、フェリー又は有料道路等を使用した場合

フェリー又は有料道路等の料金の支払いに要した額。

ロ 遠隔地財産の調査に当たって、国が日帰りでの現況等の調査及び現地立会いを困難と認める場合は、現況等の調査及び現地立会いに必要な宿泊費を支払う。

ただし、1名当たりの宿泊費は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)別表第一における二級以下の職務にある者の宿泊料を上限とし、2名を限度とする。

ハ 調査対象財産に売払い又は交換財産がある場合

売払金額(当該売買に係る消費税等相当額は含まない。)又は交換に係る宅地若しくは建物の価額(当該交換に係る消費税等相当額は含まず、当該交換に係る宅地又は建物の価額に差があるときは、これらの価額のうちいずれか多い価額とする。)が400万円以下の財産が対象となり、当該売払い又は交換に係る委託費と調査費を合わせた報酬額の上限額は18万円の1.1倍とする。

二 各年度の調査費の予定金額は、別紙1の各年度の「立替金等」欄に記載の金額とする。

(手数料受領の禁止)

第10条 受託者は、委託財産の契約相手方、土地境界確定申請者又は取得時効確認申請者から、委託業務の報酬として、一切の手数料を受領してはならない。

(売払代金等の取扱いの禁止)

第11条 受託者は、管理処分等業務の実施に当たり、委託財産に関する契約保証金、売払代金、貸付料(使用料に相当する不当利得額を含む。)及び登録免許税相当額その他名義のいかんを問わず一切の現金及び小切手等の有価証券を取り扱ってはならない。

(委託財産の買受等の禁止)

第12条 受託者及びその従業者は、直接であるか間接であるかを問わず、委託財産又は委託財産に関する権利を買い受け又譲り受けてはならない。

(権利義務の譲渡等)

第13条 受託者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者(受託者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を

含む。以下同じ。)に譲渡し、又は承継させてはならない。

- 2 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受託者は、原則として業務の一部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により国と協議し、承認を得た場合はこの限りでない。
- 4 受託者は、グループ構成者の変更をしようとする場合は、あらかじめ書面により国と協議し、国の承認を得るものとする。

(秘密保持)

第 14 条 受託者は、本契約の遂行上、国、契約相手方又は第三者から得た情報（公知の事実を除く。）を保持し、これを第三者に開示してはならない。

- 2 受託者は、委託業務及び前項にて秘密保持義務を負っている国の情報が化体された成果物、ソフトウェア、図面、書類、データ等を、本契約履行のために必要な範囲の従業者以外の者に開示し、又は使用させてはならない。
- 3 受託者は、自らの従業者その他の者に対して、本条の義務を遵守させるために必要な措置を執らなければならない。
- 4 個人情報に関する取扱いについては、別紙 2 のとおりとする。
- 5 前各号の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

(委託業務取扱上の疑義の決定)

第 15 条 受託者は、委託業務を行うについて疑義が生じたときは、その都度国の指示を受けなければならない。

(監督)

第 16 条 国は、本契約の履行に関し、監督職員に受託者の委託業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

- 2 受託者は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。
- 3 国は、監督職員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

(帳簿等の備付け)

第 17 条 受託者は、委託業務に関し、当該業務に従事する従業者の履歴書、当該業務に係る会計に関する帳簿書類、国が別に定める業務日誌、委託財産整理簿、委託財産の現況及び権利関係等に関する調査書（写し）、貸付財産の現況及び買受意向等に関する調査書（写し）その他国の指示する帳簿を備えなければならない。

- 2 受託者は、受託者の営業状況等に関し、次により国に報告書を提出しなければならない。
 - (1) 毎期の決算を終了した場合は、当該決算期に係る財務諸表
 - (2) 定款を変更した場合は、変更理由及び変更部分
 - (3) 役員の改選があった場合は、改選役員の氏名及び経歴

(委託業務に関する指示等)

第 18 条 国は、委託業務に関して適正かつ確実な実施を確保するために必要であると認めるときは、受託者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。この場合、受託者は、その指示に従わなければならない。

2 国は、受託者が行う委託業務に関して定期及び随時に報告を求め、帳簿書類を閲覧し、その他委託業務全般にわたり質問又は監査のために立入り調査を行い、必要に応じ資料の提出を求めることができる。この場合、受託者は、その調査を拒み妨げ又は報告を怠ってはならない。

3 受託者は、業務の質に関して、国が必要と認めた場合には改善計画書を国に提出し、承認を得た上で速やかに改善計画書の内容を実施しなければならない。

(事情変更)

第 19 条 国は、必要がある場合には、受託者と協議して委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは委託業務の一部を打ち切ることができる。

2 国及び受託者は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災、地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により本契約に定める条件が不適當となったと認められる場合は、協議して本契約を変更することができる。

3 第 1 項及び 2 項の場合において、委託業務の内容の変更等をする必要があるとき、又は本契約に定める条項を変更する必要があるときは、国及び受託者が協議して書面により定めるものとする。

(検査)

第 20 条 受託者は、委託業務が完了した都度、速やかに国に報告し、国の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 国は、前項の報告を受けた日から 10 日以内に検査職員をして、検査を行わなければならない。

3 受託者は、第 1 項の検査に合格したときをもって委託業務を完了したものとする。

4 第 1 項の検査において不合格の場合、又は前項の検査合格後において委託業務に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が存在することが判明した場合若しくは委託業務実績の不良が認められた場合、受託者は、国に対し、第 23 条、第 24 条に定める各義務を免れないものとする。

(委託費の請求及び支払い)

第 21 条 受託者は、各月経過後、委託財産ごとに、完了した業務実績に、別紙 1 に定める契約単価を乗じて算出した金額（当該額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）の支払いを、国に請求するものとする。

2 国は、受託者から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から 30 日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第 22 条 国は、自己の責に帰すべき事由により前条第 2 項に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、請求金額に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が定める割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

(契約不適合)

第 23 条 国は、完了報告を受けた委託業務に契約不適合があった場合には、受託者に対して、次の(1)から(4)を任意に選択して請求または解除することができる。

(1) 国は、受託者に対し、受託者の費用負担において、業務委託の補修（再実行を含む）を請求することができる。

(2) 国は、受託者に対し、その不適合の程度に応じて委託業務に係る委託費用の減額を請求することができる。

(3) 契約不適合が、本契約に照らして受託者の責めに帰することができない事由であるときを除き、国は、受託者に対し、損害賠償を請求することができる。

(4) 受託者が、第 1 号の補修を履行しない場合において、国は、受託者に対し、相当の期間を定めて履行の催促をしたにもかかわらず、その履行がないときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定は第 20 条の検査完了後において、契約不適合が発見された場合においても適用する。

3 第 1 項及び第 2 項に定める契約不適合によって国に損害を与えたときは、受託者はその損害に相当する金額を国に支払わなければならない。

（違約金）

第 24 条 受託者が国に対し実施要項に定める委託業務の履行について、受託者の責に帰すべき事由により、処理が遅延したとき又は委託業務実績に不良があったとき（第 20 条に定める検査合格後に判明した場合も含む。）は、受託者は、国に対し、違約金として別紙 1 に規定する金額を支払うものとする。

2 前項の規定は、受託者の過失による場合で、受託者が前条第 1 項に定める委託業務の補修等を国の指示する期日までに完了させる等により国の業務に支障をきたさず、かつ国及び第三者（委託物件の購入者及び転得者を含む。）に損害が生じなかった場合には、前項の規定は適用しない。

3 国は第 27 条の規定により本契約を解除した場合、受託者に対して、第 5 条に記載した委託費の契約金額の 100 分の 30 に相当する額を違約金として請求することができるものとする。

4 受託者が、本契約書で別途定める場合を除き、本契約上の規定に違反した場合には、国は、本契約を解除しない場合でも、受託者に対して第 5 条に記載した委託費の契約金額の 100 分の 30 に相当する額を違約金として請求することができるものとする。

5 第 1 項、第 3 項及び第 4 項に定める違約金は、第 30 条に定める損害賠償額の予定又はその一部としない。

（談合等の不正行為に係る解除）

第 25 条 国は、本契約に関し、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の

規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項若しくは第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受託者又は受託者の代理人（受託者又は受託者の代理人が法人の場合は、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 受託者は、本契約に関して、受託者又は受託者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を国に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第26条 受託者は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、国が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、第5条に記載した委託費の予定金額の100分の10に相当する額を違約金として国が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項又は第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）

(3) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受託者又は受託者の代理人（受託者又は受託者の代理人が法人の場合は、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受託者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の違約金のほか、第5条に記載した委託費の予定金額の100分の5に相当する額を違約金として国が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1

項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項又は第2項の規定による納付命令（独占禁止法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定の適用がある場合に限る。）を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。

- (2) 当該刑の確定において、受託者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受託者が国に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受託者は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、第30条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、国がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

（契約の解除）

第27条 国は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、本契約を解除することができる。この場合、受託者は、国に対し契約解除による損害賠償の請求を行わないものとする。また、第9号から第21号による契約解除に伴い、委託業務の実施に関して履行遅滞等による損害が発生した場合は、契約解除を受けた受託者が負担するものとする。

- (1) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 本契約に従って委託業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- (4) 第3号に掲げるほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- (5) 法令又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問について回答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
- (7) 法令又は本契約に違反して、委託業務の実施に当たり知り得た情報を漏らし、又は盗用したとき。
- (8) 法令又は本契約に違反して、委託業務の実施に当たり知り得た情報を目的外に利用したとき。
- (9) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (10) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (14) 暴力団員が委託業務を統括する者又は従業者となっていることが明らかになったとき。
- (15) 暴力団又は暴力団員を再委託先としたとき。
- (16) 再委託先が暴力団又は暴力団員と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。
- (17) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。
- (18) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
- (19) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
- (20) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて国の業務を妨害する行為をしたとき。
- (21) その他、第 17 号から第 20 号までに準ずる行為をしたとき。

(名義の使用及び身分証明書の発行)

第 28 条 受託者は、委託業務を取り扱うに当たっては、「財務局の普通財産の管理処分等業務委託取扱」の名義を本契約期間中に限り、使用することができる。

- 2 受託者は、委託業務を取り扱うに当たっては、その従業者に、国が別に定める身分証明書を発行して常時携行させ、相手方と折衝を行う際に求められたときはこれを相手方に提示させるとともに、売払価額等及び貸付料の決定、契約の締結並びに売払代金等の受領については、権限を有しない旨を相手方に十分説明しなければならない。

(国の庁舎の使用)

第 29 条 受託者は、委託業務を遂行するため、国が入居する庁舎の一部の使用を申請することができる。

- 2 国は、受託者から前項の申請があった場合には、委託業務を遂行するために必要であり、かつ、行政財産の管理等に支障が生じるおそれがないと認めた場合に、国が入居する庁舎の一部の使用を承認することができる。
- 3 前項の承認は、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 18 条第 6 項に定める行政財産の使用又は収益とみなさない。
- 4 第 2 項の規定により受託者が行政財産の一部を使用する場合において、受託業務以外の業務を併せて行う場合には、別途、使用許可の手続を必要とする。

(損害賠償)

第 30 条 国が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき第三者に対する賠償を行ったときは、国は受託者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責に帰すべき事由が存する場合は、国が自ら賠償の責に任ずべき金額

を超える部分に限る。)について求償することができる。

- 2 受託者が民法(明治29年法律第89号)第709条等に基づき第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責に帰すべき事由が存するときは、受託者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。
- 3 委託業務を実施するに当たり、受託者がその責に帰すべき事由により国に損害を与えた場合には、受託者は当該損害に対する賠償の責に任ずるものとする(当該損害の発生につき、国の責に帰すべき事由が存するときは、当該国の過失割合に応じた部分を除く。)

(報告等)

第31条 受託者は、委託財産の目録等の交付を受けた後30日(休日その他の閉庁日を除く。)以内に、第6条第1項第1号ハに規定する調査書を国に提出しなければならない。

2 国は、受託者が前項の調査書を期限内に提出しないときは、第2条第2項の規定により当該委託財産の目録等の交付を取り消すことができる。

3 受託者は、委託財産整理簿を業務報告書として翌月5日(該当日が閉庁日の場合は翌開庁日)までに国に提出しなければならない。

4 受託者は、国の求めに応じ、委託財産の実施状況その他質の確保に関する報告を国に提出しなければならない。

5 受託者は、委託業務を実施するに当たり、事故防止等に努めなければならない。また、事故等が発生した場合は、迅速に対応するとともに、速やかに国に報告しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第32条 受託者は、自ら又は再委託先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を国に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(人権尊重努力義務)

第33条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第34条 国と受託者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義のあるときは、国と受託者が協議の上定めるものとする。

(裁判管轄)

第35条 本契約に関する訴訟は、〇〇財務(支)局(沖縄総合事務局)所在地を管轄区域とする〇〇地方裁判所に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1

通を保有する。

令和〇年〇月〇日

委託者 国
支出負担行為担当官 印

受託者 住 所
法 人 名
代表者氏名 印

(注1) 受託者が消費税法(昭和63年法律第108号)第9条第1項本文の規定の適用を受ける事業者であるときは、第9条の規定に基づき算定した委託費(単価契約額を除く)に110分の100を乗じて得た額を支払うものとし、同条中「(消費税及び地方消費税の相当額(以下「消費税等相当額」をいう。)を含む。)」及び「(消費税等相当額を含む。)」並びに別紙1中「(注)単価には消費税及び地方消費税を含むものとする。」を削除するものとする。

(注2) 受託者がグループを結成している場合には、受託者は別紙3の業務委託グループ協定書により本契約書記載の業務を共同連帯して受託することとし、契約書にはグループの構成者全てが記名押印する。

(注3) 本契約は委任契約に該当するため、印紙税法における不課税文書である。

別紙 1

内 訳 書

(○年度)

区 分	業 務 内 容	単価 (円)	予定件数 (件)	年間予定金額
定 額 分	・ 売払い、譲与及び交換契約（最低報酬額）			
	・ 交換勸奨財産の選定に係る事前調査			
	・ 取得時効処理に係る現地調査等			
	・ 取得時効申請書の作成案内 ・ 取得時効の認否に係る決議書の作成等			
	・ 新規貸付契約（最低報酬額）			
	・ 貸付料の改定又は契約更新（最低報酬額） ・ 承諾料の徴求を伴う増改築等の承認（最低報酬額）			
	・ 電柱等貸付の契約更新			
	・ 誤信使用財産等の現況等及び占使用者調査業務			
	・ 境界確定補助業務における事前調査			
	・ 境界確定補助業務における立会業務			
	・ 国有財産台帳価格改定業務			
	・ 予決令第 99 条第 21 号に基づく公共随契に係る時価貸付契約の改定・契約更新業務及び港湾法に基づく時価貸付契約の改定・契約更新業務			
	・ 無償貸付契約の改定・契約更新業務			
	・ 管理委託財産契約更新業務			
・ その他一般管理業務				

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既往使用料の計算及び納付の折衝 ・ 既往使用料納付確約書の取付け ・ 鑑定評価依頼等に係る決議書等の作成等 ・ 承諾料の徴求を伴わない増改築等の承認 ・ 境界確定協議に係る決議書等の作成 ・ 概算価格の計算及び買受勧奨 ・ その他附帯業務 				
(注) 単価には消費税及び地方消費税を含むものとする。					
区分	業 務 内 容	平均的な告示報酬額 (円)	割引率 (%)	予定件数 (件)	年間予定金額 (円)
定 率 分	・ 売払い、譲与及び交換契約				
	・ 新規貸付契約				
	・ 貸付料の改定又は契約更新				
	・ 承諾料の徴求を伴う増改築等の承認				

区分	内 容	金 額 (円)	
立替金等	資料等の収集に伴う委託費の実費額	年間予定金額	
	遠隔地所在財産の現況等調査費	年間支払予定金額	

内 容	年間予定金額 (円)
○年度委託費の予定金額総額 (円)	

※契約書第 24 条で定める違約金額は、違約金対象業務に係る委託費の額の倍額とする。

(注 1) 委託予定件数は予定であり、数量を保証するものではない。また、数量は国の都合により増減する。

(注 2) 国の都合により委託予定件数を変更しても受託者は損害賠償の請求をできないものとする。

(注 3) 内訳書は年度ごとに作成するものとする。ただし、各業務内容に係る単価及び割引率は、全年度で同一のものとする。

各年度の年間予定金額

年 度	委託費の予定金額（円）
○年度	
○年度	
○年度	
委託費の予定金額総合計	

（注）最終年度の内訳書の後に記載する。

別紙 2

個人情報に関する取扱い

(定義)

第1条 本契約における個人情報とは、国から受託者に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として国が指定する情報をいう。

(秘密保持)

第2条 受託者は、国の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報を第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に開示又は提供等してはならないものとする。

2 国は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他国の指定する書類の提出を受託者に求めることができるものとする。

3 受託者は、国の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等（以下「事故等」という。）故意、過失を問わない。）を発生させ、国又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

(個人情報の使用)

第3条 受託者は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。（複製等）

第4条 受託者は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であって、かつ、国の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

2 受託者は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取り扱うものとする。

(管理)

第5条 受託者は、個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 受託者は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め国の承認を得るものとし、国が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

- (1) 個人情報の取扱責任者
- (2) 個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者
- (3) 個人情報の授受、移送方法
- (4) 個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」という。）の方法
- (5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法
- (6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、媒体等への技術的安全装置の内容

(7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

- 3 受託者は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要がある従業員その他、業務遂行に従事する者（以下「従業員等」という。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、受託者の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

(個人情報の取得)

第6条 受託者は、本件業務の遂行上、国から指示がある場合を除き受託者自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、受託者が個人情報の取得を要すると判断した場合には、国に通知の上、国の指示に従うものとする。なお、国が受託者の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

(問合せ等)

第7条 受託者は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに国に連絡の上、国の指示に従わなければならない。

(個人情報の返還)

第8条 受託者は、国の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、国の指示に従い受託者の責任と負担において個人情報を国に返還、破棄又は消去しなければならない。なお、国の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を国に報告するものとする。

(事故発生時の対応等)

第9条 受託者は、個人情報に関する事故等の発生、又はそのおそれがあることを知った場合、直ちに国に連絡し、国の指示の下に、受託者の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により国又は情報主体本人に損害を与えた場合には、受託者はその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから受託者自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、受託者の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後国に報告し了解を得るものとする。なお、受託者自らの対応策についても国が指示する場合は、国の指示に従うものとする。

- 3 前2項における連絡及び対応策の実施は受託者の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

(再委託の取扱い)

第10条 受託者は、国の書面による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 国は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて受託者に対し、第三者との契約書の写し、その他国の指定する書類の提出を求めることができるものとする。

- 3 受託者は、国の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本別紙と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても国又は情報主体本人に損害を与えた場合には、受託者はその損害を賠償するものとする。

(報告)

第 11 条 受託者は、本件業務期間中、少なくとも 6 ヶ月に 1 回又は国が求めた場合はその都度、第 2 条から第 4 条及び第 5 条にて実施する安全管理措置の実施状況を国に報告するものとする。

2 国は、前項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。

3 第 1 項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると国が判断した場合、第 2 項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、国は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、国に損害が生じた場合には、受託者は、その損害を賠償しなければならない。

業務委託グループ協定書

(目的)

第1条 当グループは、〇〇財務(支)局(沖縄総合事務局)(以下「国」という。)発注に係る普通財産の管理処分等業務委託(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務委託」という。)の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

(成立の時期及び解散の時期)

第2条 当グループは、令和〇年〇月〇日に成立し、業務委託の委託期間が満了し、委託費の受領が終了するまでの間は、解散することができない。

2 業務委託を受託することができなかつたときは、当グループは、前項の規定にかかわらず解散するものとする。

(構成者の住所及び名称)

第3条 当グループの構成者は、次のとおりとする。

(住所)

(会社名)

(住所)

(会社名)

(代表者の名称)

第4条 当グループは、(会社名)を代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 当グループの代表者は、業務委託の実施に関し、当グループを代表して、国と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託費の請求、受領する権限を有するものとする。

(分担)

第6条 各構成者の業務委託の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき国と契約内容の変更増減等のあつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇地域〇〇業務(会社名)

〇〇地域〇〇業務(会社名)

(構成者の責任)

第7条 当グループは、構成者全員をもって業務委託の完成に当たるものとし、各構成者は、それぞれの分担業務の進捗を図り、契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(構成者の相互間の責任の分担)

第8条 構成者がその分担業務に関し、国及び第三者に与えた損害は、当該構成者がこれを負担するものとする。

2 構成者が他の構成者に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成者が協議するものとする。

3 前二項の規定は、いかなる意味においても前条に規定する当グループの責任を免れるものではない。

(業務途中における構成者の脱退)

第9条 構成者は、業務委託期間が満了し、委託費の受領が終了するまでは当グループを脱退することができない。

(業務途中における構成者の破産又は解散に対する処置)

第10条 構成者のうちいずれかが業務途中において破産または、解散した場合においては、残存構成者が共同連帯して当該構成者の分担業務を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第8条第2項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第11条 当グループが解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成者は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第12条 本協定書に定めのない事項については、構成者が協議の上、定めるものとする。

(会社名) 外〇者は、上記のとおり業務委託グループ協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し各通に構成者が記名捺印し、各自所持するものとする。

なお、1通については、〇〇財務(支)局(沖縄総合事務局)に提出する。

令和〇年〇月〇日

(住所)

(会社名)

(代表者名・印)

(住所)

(会社名)

(代表者名・印)

(作成上の留意事項)

必要に応じて適宜、加除修正して差し支えない。

別紙第2号様式-1（売払い、譲与、交換又は新規貸付の契約に係る業務）

記 号 番 号

令和 年 月 日

（相手方） 殿

〇〇財務（支）局長（沖縄総合事務局長） 名

〔 担当 管財部 〇〇課 〕
〔 電話番号 〕

お 知 ら せ

現在、あなたのご使用中の下記1の国有不動産の売買契約や貸付契約などに関する事務については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）及び国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画（平成11年閣議決定）に基づき、今般その業務を下記2の業者（以下「委託業者」という。）に委託して行うことと致しました。

したがって、下記3の「あなたと国との間で直接処理する事項」を除き、申請書類の提出先、現地調査、売買契約や貸付契約などに関する事務につきましては、全て委託業者が窓口となって行うこととなります。

なお、委託業者には委託業務を遂行する上で知り得た事項に関し秘密を守る義務を課すとともに、当該業者の担当者には当局及び当該業者共同発行の身分証明書の携行を義務付けておりますので、ご確認願います。

本業務を国が委託したことにより、委託業者があなたに別途手数料の負担を求めることは一切ありませんので、念のため申し添えます。

また、本件に関し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示請求があった場合には、同法第13条に規定する意見書の提出を求めることがありますのでご承知置き願います。

記

1 財産の表示等

(1) 所 在

(2) 区分・数量

2 委託業者名等

(1) 業 者 名

(2) 所 在 地

(3) 連 絡 先

3 あなたと国との間で直接処理する事項

(1) 売買等又は貸付契約の締結

(2) 売買代金、既往使用料及び貸付料等の授受

4 その他

委託業者には、売買代金等その他の名義のいかんを問わず一切の現金及び小切手等の有価証券を取り扱うことを禁止しています。

(作成上の留意事項)

必要に応じて適宜、加除修正すること。

別紙第2号様式-2（貸付料改定及び契約更新に係る業務）

記 号 番 号

令和 年 月 日

（貸付相手方） 殿

〇〇財務（支）局長（沖縄総合事務局長） 名

〔 担当 管財部 〇〇課 〕
〔 電話番号 〕

お 知 ら せ

現在、あなたに貸付中の下記1の国有不動産の管理に関する事務については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）及び国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画（平成11年閣議決定）に基づき、今般その業務を下記2の業者（以下「委託業者」という。）に委託して行うことと致しました。

したがって、下記3の「あなたと国との間で直接処理する事項」を除き、現地調査、貸付料の改定、貸付契約の更新、増改築等の承認事務のほか、車庫証明などの取扱いや貸付中の国有不動産について購入を希望する場合などの相談につきましては、全て委託業者が窓口となって行うこととなります。

なお、委託業者には委託業務を遂行する上で知り得た事項に関し秘密を守る義務を課すとともに、当該業者の担当者には当局及び当該業者共同発行の身分証明書の携行を義務付けておりますので、ご確認願います。

本業務を国が委託したことにより、委託業者があなたに別途手数料の負担を求めることは一切ありませんので、念のため申し添えます。

また、本件に関し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示請求があった場合には、同法第13条に規定する意見書の提出を求めることがありますのでご承知置き願います。

記

1 財産の表示等

- (1) 所 在
- (2) 区分・数量

2 委託業者名等

- (1) 業 者 名
- (2) 所 在 地
- (3) 連 絡 先

3 あなたと国との間で直接処理する事項

- (1) 貸付契約の締結
- (2) 貸付料及び承諾料等の授受

4 その他

委託業者には、貸付料等その他の名義のいかんを問わず一切の現金及び小切手等の有価証券を取り扱うことを禁止しています。

(作成上の留意事項)

必要に応じて適宜、加除修正すること。

別紙第2号様式-3 (取得時効の処理業務)

記 号 番 号
令和 年 月 日

(相手方) 殿

〇〇財務(支)局長(沖縄総合事務局長) 名
〔 担当 管財部 〇〇課 〕
〔 電話番号 〕

お 知 ら せ

あなたが所有する土地に隣接する下記1の国有畦畔等の取得時効の処理事務については、国の行政機関の定員の純減について(平成18年6月30日閣議決定)に基づき、今般その業務を下記2の業者(以下「委託業者」という。)に委託して行うことと致しました。

したがって、現地及び事実の確認などに関する事務につきましては、委託業者が窓口となって行うこととなります。

なお、委託業者には委託業務を遂行する上で知り得た事項に関し秘密を守る義務を課すとともに、当該業者の担当者には当局及び当該業者共同発行の身分証明書の携行を義務付けておりますので、ご確認願います。

本業務を国が委託したことにより、委託業者があなたに別途手数料の負担を求めることは一切ありませんので、念のため申し添えます。

また、本件に関し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく開示請求があった場合には、同法第13条に規定する意見書の提出を求めることがありますのでご承知置き願います。

記

- 1 国有地の所在
- 2 委託業者名等
 - (1) 業 者 名
 - (2) 所 在 地
 - (3) 連 絡 先
- 3 あなたと国との間で直接処理する事項
取得時効の完成の認否判定

(作成上の留意事項)

必要に応じて適宜、加除修正すること。

別紙第2号様式-4 (誤信使用財産等の境界確定に係る補助業務)

記 号 番 号

令和 年 月 日

(相手方) 殿

〇〇財務(支)局長(沖縄総合事務局長) 名

〔 担当 管財部 〇〇課 〕
〔 電話番号 〕

お 知 ら せ

あなたが所有する土地に隣接する下記1の旧法定外公共物等の境界確定に関する事務については、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)及び国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画(平成11年閣議決定)に基づき、今般その補助業務を下記2の業者(以下「委託業者」という。)に委託して行うことと致しました。

したがって、下記3の「あなたと国との間で直接処理する事項」を除き、現地調査、立会いなどに関する事務につきましては、全て委託業者が窓口となって行うこととなります。

なお、委託業者には委託業務を遂行する上で知り得た事項に関し秘密を守る義務を課すとともに、当該業者の担当者には当局及び当該業者共同発行の身分証明書の携行を義務付けておりますので、ご確認願います。

本業務を国が委託したことにより、委託業者があなたに別途手数料の負担を求めることは一切ありませんので、念のため申し添えます。

また、本件に関し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に基づく開示請求があった場合には、同法第13条に規定する意見書の提出を求めることがありますのでご承知置き願います。

記

- 1 国有地の所在
- 2 委託業者名等
 - (1) 業 者 名
 - (2) 所 在 地
 - (3) 連 絡 先
- 3 あなたと国との間で直接処理する事項
境界確定協議書等の取交わり

(作成上の留意事項)

必要に応じて適宜、加除修正すること。

別紙第2号様式-5（管理委託財産の契約更新に係る業務）

記 号 番 号

令和 年 月 日

（相手方） 殿

〇〇財務（支）局長（沖縄総合事務局長） 名

〔 担当 管財部 〇〇課 〕
〔 電話番号 〕

お 知 ら せ

現在、あなたに管理委託中の下記1の国有財産の管理に関する事務については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）及び国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画（平成11年閣議決定）に基づき、今般その補助業務を下記2の業者（以下「委託業者」という。）に委託して行うことと致しました。

したがって、下記3の「あなたと国との間で直接処理する事項」を除き、現地調査などに関する事務につきましては、全て委託業者が窓口となって行うこととなります。

なお、委託業者には委託業務を遂行する上で知り得た事項に関し秘密を守る義務を課すとともに、当該業者の担当者には当局及び当該業者共同発行の身分証明書の携行を義務付けておりますので、ご確認願います。

本業務を国が委託したことにより、委託業者があなたに別途手数料の負担を求めることは一切ありませんので、念のため申し添えます。

また、本件に関し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示請求があった場合には、同法第13条に規定する意見書の提出を求めることがありますのでご承知置き願います。

記

- 1 国有地の所在
- 2 委託業者名等
 - (1) 業者名
 - (2) 所在地
 - (3) 連絡先
- 3 あなたと国との間で直接処理する事項
管理委託契約書の取交わし

（作成上の留意事項）

必要に応じて適宜、加除修正すること。

別紙第2号様式－6（無償貸付契約の改定・契約更新に係る業務）

記 号 番 号

令和 年 月 日

（貸付相手方） 殿

〇〇財務（支）局長（沖縄総合事務局長） 名

〔 担当 管財部 〇〇課
電話番号 〕

お 知 ら せ

現在、あなたに貸付中の下記1の国有不動産の管理に関する事務については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）及び国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画（平成11年閣議決定）に基づき、今般その業務を下記2の業者（以下「委託業者」という。）に委託して行うことと致しました。

したがって、下記3の「あなたと国との間で直接処理する事項」を除き、現地調査、違約金の算定、貸付契約の改定・更新などに関する事務につきましては、全て委託業者が窓口となって行うこととなります。

なお、委託業者には委託業務を遂行する上で知り得た事項に関し秘密を守る義務を課すとともに、当該業者の担当者には当局及び当該業者共同発行の身分証明書の携行を義務付けておりますので、ご確認願います。

本業務を国が委託したことにより、委託業者があなたに別途手数料の負担を求めることは一切ありませんので、念のため申し添えます。

また、本件に関し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示請求があった場合には、同法第13条に規定する意見書の提出を求めることがありますのでご承知置き願います。

記

- 1 財産の表示等
 - (1) 所在
 - (2) 区分・数量
- 2 委託業者名等
 - (1) 業者名
 - (2) 所在地
 - (3) 連絡先
- 3 あなたと国との間で直接処理する事項
貸付契約の締結

（作成上の留意事項）

必要に応じて適宜、加除修正すること。

委 託 財 産 目 録

③取得時効の処理業務

業者名		交付年月日		〇〇財務（支）局（沖縄総合事務局）				課
委託 番号	財 産 の 表 示					取 得 時 効 確 認 申 請 者		備 考
	財産別	所 在 地	区 分	種 目	数量 m ²	住 所	氏 名	

委 託 財 産 目 録

④誤信使用財産等の現況調査等業務

業者名		交付年月日		〇〇財務（支）局（沖縄総合事務局）			課
委託 番号	誤 信 使 用 財 産 等 の 表 示			土 地 境 界 確 定 申 請 者		申 請 の 目 的	備 考
	財産別	所 在 地		住 所	氏 名		

（作成上の留意事項）

必要に応じて適宜、加除修正すること。

委 託 財 産 目 録

⑤国有財産台帳価格改定業務

業者名		交付年月日		〇〇財務（支）局（沖縄総合事務局）			課
委託 番号	財 産 の 表 示					備 考	
	財産別	所 在 地	区 分	種 目	数量 m ²		

（作成上の留意事項）

必要に応じて適宜、加除修正すること。

件数が多い場合は、必要な項目を網羅した別表を添付することも可。

委 託 財 産 目 録

⑥管理委託財産の契約更新業務

業者名		交付年月日		〇〇財務（支）局（沖縄総合事務局）			課		
委託 番号	管理委託財産の表示					管理委託財産相手方		管理委託期 間満了日	備考
	財産別	所 在 地	区 分	種 目	数量 m ²	住 所	氏 名		

（作成上の留意事項）

必要に応じて適宜、加除修正すること。

身分証明書

表面

身分証明書		No. ○
下記業者は、当局において次の業務を委託した業者であることを証明する。		
1. 国有不動産の売払い、譲与、交換、取得時効の処理若しくは貸付けの契約に係る業務		
2. 誤信使用財産等の現況調査等に係る業務		
3. 台帳価格改定に係る業務		
4. 管理委託財産の契約更新に係る業務		
5. その他一般管理に係る業務		
6. 以上の業務に附帯する業務		
委託業者所在地		
委託業者名		
委託期間	自令和○年○月○日 至令和○年○月○日	
発行日	令和○年○月○日	
発行者	○○財務（支）局長（沖縄総合事務局長）	印

裏面

本証明書に掲げた下記の者は、〇〇財務（支）局長（沖縄総合事務局長）から次の業務を委託された当〇〇の従業員であることを証明する。

1. 国有不動産の売払い、譲与、交換、取得時効の処理若しくは貸付けの契約に係る業務
2. 誤信使用財産等の現況調査等に係る業務
3. 台帳価格改定に係る業務
4. 管理委託財産の契約更新に係る業務
5. その他一般管理に係る業務
6. 以上の業務に附帯する業務

本証有効期間 発行日から令和〇年〇月〇日まで

発行日 令和〇年〇月〇日

発行者 住所
氏名 〇〇会社 代表者氏名 印

従業者 住所
氏名
生年月日

写 真

（注意）

- 1 この証明書は、常時携帯しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に貸与若しくは譲渡し、又は改ざんしてはならない。
- 3 この証明書は、離職、退職等により従業員でなくなったとき又は新たに証明書の交付を受けたときは、速やかに発行者に返さなければならない。
- 4 この証明書を紛失若しくは毀損したとき又は記載事項に変更があったときは、速やかに再交付を受けなければならない。
- 5 官印のないもの及び写真に発行者の割印がないもの並びに有効期間を経過したものは無効とする。

別紙第5号様式

既往使用料納付確約書

令和 年 月 日

住所
氏名 印

私が使用中の下記国有財産について、 年 月 日以降使用期間中（国が売払いした場合は、所有権移転の日の前日まで）の使用料を、国庫へ納付することを確約します。

記

所在地	区分	種目	構造及び家屋番号	使用数量	備考
				m ²	

（備考）

- ・ 年 月 日 旧所有者等 との賃貸借契約により使用中
- ・ 年 月 日 従前の使用者 から権利譲渡を受け使用中
- ・ 年 月 日 地上建物を から取得して使用中
- ・ 使用物件の 年 月 日（使用建物が国有となったとき）の使用料は、月額 円であった。この最終使用料は、 年 月 日分から改定されたものである。
- ・ 買受希望の有無 有 無

（注）民有地上の国有建物の使用者（土地使用料を地主に支払っていない場合）である場合は、なお書きとして、次のことを追記すること。

「なお、上記期間中の土地使用料は、上記同様私が国庫に納付することを確約します。」

令和 年 月 日

遠隔地所在財産の現況等調査費報告書

1. 調査期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 日間

2. 調査対象財産（売払い又は交換財産の有無）

有 （委託費： 円）

無

3. 調査地（財産所在市町村名）

4. 走行距離 km

5. 有料道路等の使用の有無

フェリー 有料道路 その他（ ）

無

6. 宿泊の有無

有 （ 泊） 宿泊地

無

7. 担当者名

受託者 住所
氏名

（記載要領）

1. 遠隔地所在財産の対象は、財務事務所等の庁舎を起点として片道 30 km を超える財産とする。
2. 調査地の記載に当たっては、受託者の住所を起点として、〇〇市～〇〇町～〇〇市と実際の路程を記載すること。
3. 上記2の経路において、財務事務所等を経由した場合は、受託者の住所から財務事務所等の住所までの距離を走行距離から除外すること。
4. 有料道路等を使用又は宿泊をした場合は、領収書の写しを添付のこと。
5. 調査対象財産に売払い又は交換財産がある場合
売払金額（税抜）又は交換に係る宅地若しくは建物の価額（税抜、当該交換に係る宅地又は建物の価額に差があるときは、これらの価額のうちいずれが多い価額とする。）が 400 万円以下の金額の財産のみが対象となり、当該売払い又は交換に係る委託費と調査費を合わせた報酬額の上限額は 18 万円の 1.1 倍とする。

（作成上の留意事項）

必要に応じて適宜、加除修正すること。

別紙第7号様式

業 務 日 誌

業者名 担当者名 目録交付日 令和 年 月 日

委託 番号	財 産 の 表 示				相 手 方 名
	所 在 地	区 分	種 目	数 量	
				m ²	
参考 事項					
年 月 日	応 接 者 名	折 衝 内 容			

(作成上の留意事項)
必要に応じて適宜、加除修正すること。

別紙第8号様式－1

委託財産整理簿（売払い、譲与、交換又は新規貸付の契約に係る業務）

事務所等名		業者名		委託財産目録記載事項														処 理 事 項		委託費・附帯業務委託費			
目 録 受 領 年 月 日	委託 番 号	所 在 地	区 分 (種 目)	数 量	相 手 方 名	処 理 区 分	申 請 書 徴 求 ・ 審 査	現 況 等 調 査	決 議 書 作 成	決 議 了	契 約 書 の 送 付	契 約 書 の 返 送	登 記 手 続 書 類 調 製	登 記 完 了	証 拠 書 類 等 の 調 製	特 事 (折 衝)	記 項	請 求 年 月 日	受 領 年 月 日	金 額			
																				委 託 費	附 帯 業 務 委 託 費		

(注) 処理区分欄には、売払い、譲与、交換、貸付けの区分を記載する。

(作成上の留意事項)

必要に応じて適宜、加除修正すること。

委託財産整理簿（貸付料改定及び契約更新に係る業務）

事務所等名		業者名				委託財産目録記載事項											処理事項			管理業務委託費		
目録受領年月日	委託番号	所在地	区分(種目)	数量	貸付相手方名	貸付料適用期間(貸付期間)満了日	処理区分	現況等調査	買受意向等の確認	申請書徴求・審査	決議書作成	決議完了	改定貸付料等の通知	契約書の返送	証拠書類等の調製	特記事項(折衝)	請求年月日	受領年月日	金額			

(注) 処理区分欄には、貸付料改定（「改定」）、貸付契約更新（「更新」）、電柱貸付契約更新、無償貸付改定・契約更新、増改築等承諾（「承諾」）、一般管理（「管理」）の区分を記載する。

(作成上の留意事項)

必要に応じて適宜、加除修正すること。

委託財産整理簿 (取得時効の処理業務)

事務所等名		業者名				委託財産目録記載事項						処 理 事 項			委 託 費		
目 録 受 領 年 月 日	委託 番 号	所 在 地	区 分 (種 目)	数 量	取得時 効確認 申請者 名	現況等 調 査	決議書 作 成	決 議 完 了	通知書 の送付	登記 手続 書類 調製	登記 完了	請 求 年 月 日	受 領 年 月 日	金 額			

(作成上の留意事項)

必要に応じて適宜、加除修正すること。

委託財産整理簿（誤信使用財産等の現況調査等業務）

事務所等名		業者名															
目録受領年月日	委託財産目録記載事項				処理事項												
	委託番号	所在地	土地境界確定申請者名	申請の目的	事前調査			立会い		境界確定協議書			委託費				
					資料等の収集		現地確認等	境界調査・調整記録書の作成	現地立会い	立会協議報告書の作成	徴求・審査	決議書作成	送付	請求年月日	受領年月日	金額	
					年月日	資料名											

（作成上の留意事項）
 必要に応じて適宜、加除修正すること。

委託財産整理簿 (国有財産台帳価格改定業務)

事務所等名		業者名		委託財産目録記載事項				処理事項		委託費	
目録 受領 年月日	委託 番号	所在地	区分 (種目)	数量	資料等の収集		評価調書作成	請求 年月日	受領 年月日	金額	
					年月日	資料名					

(作成上の留意事項)
必要に応じて適宜、加除修正すること。

委託財産整理簿 (管理委託財産の契約更新業務)

事務所等名	業 者 名			処 理 事 項						委 託 費		
目録 受領 年月日	委託財産目録記載事項				現況等 調査	決議書 作成	決議 完了	通知書 の送付	請求 年月日	請求 年月日	受領 年月日	金額
	委託 番号	所在地	区分 (種目)	数量								

(作成上の留意事項)
必要に応じて適宜、加除修正すること。

委託財産整理簿 (その他一般管理業務)

事務所等名		業 者 名							
目録 受領 年月日	委託財産目録記載事項				処理事項		委託費		
	委託 番号	所在地	区分 (種目)	数量	その他一般管理業務		請求 年月日	受領 年月日	金額
					内容	完了日			

(作成上の留意事項)
 必要に応じて適宜、加除修正すること。

委託財産の現況及び権利関係等に関する調査書

調査年月日 令和 年 月 日
 調査担当 会社名 担当者

目録交付年月日		令和 年 月 日	委託番号				
財産の表示		所在地（旧口座名）					
		区分数量	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	m ² m ²	<input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/>		
権利者	住所		使用目的	<input type="checkbox"/> 住宅（ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 貸家） <input type="checkbox"/> 併用住宅 [住宅用部分 m ² 事業用部分 m ² <input type="checkbox"/> その他		権利の種類	契約期間 使用期間
	氏名				自至		
使用者	住所		使用目的	<input type="checkbox"/> 住宅（ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 貸家） <input type="checkbox"/> 併用住宅 [住宅用部分 m ² 事業用部分 m ² <input type="checkbox"/> その他		権利の種類	契約期間 使用期間
	氏名				自至		
国有となったときの貸付料		・ 土地のみ月額 円 ・ 建物のみ月額 円		・ 土地建物を含む月額 円			
現況説明							

権利等の具体的内容（該当事項に記入する。）

- ・ 年 月 日 旧所有者等 との賃貸借契約により使用中（又は転貸中）
- ・ 年 月 日 従前の使用者 から権利譲渡を受け使用中
- ・ 年 月 日 地上建物を から取得し使用中
- ・ 年 月 日 転貸人 との賃貸借契約により使用中
- ・ 年 月 日 から が無断使用中
- ・ 国有となったときの賃貸料は 年 月 日分から変更されたものである

相手方氏名	権利者・使用者の別	相手方の職業・生活状態等		買受希望の有無	買受希望時期及び条件
買受希望のないものの状況	交換の可否及び契約見込時期	貸付の可否及び契約見込時期	同時売却の可否及び契約見込時期	処分不能又は処理困難なものの現況とその理由	
管理処分上参考となる事項					
過去の委託業者との関係事項					
貸付書類			参考事項		
・ 権利関係を証する書類の写し ・ 使用料納付確約書			・ 敷地が民有地の場合は敷地使用数量		

（作成上の留意事項）

本様式は例示であり必要等に応じて適宜、加除修正すること。

貸付財産の現況及び買受意向等に関する調査書

調査年月日 令和 年 月 日

調査担当 会社名
担当者

目録交付年月日	令和 年 月 日	委託番号		
貸付相手方	住所			氏名
当初貸付日 及び 現契約期間	当初貸付日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
貸付物件	所在地（旧口座名）			
	区分 数量	<input type="checkbox"/> 土地 m ² <input type="checkbox"/> 建物 m ² <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/>	使用 目的	<input type="checkbox"/> 住宅（ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 貸家） <input type="checkbox"/> 併用住宅 { 住宅用部分 m ² 事業用部分 m ² } <input type="checkbox"/> その他
貸付料納入状況	<input type="checkbox"/> 未納なし <input type="checkbox"/> 未納あり（ 円）			
貸付料納入回数	現在	<input type="checkbox"/> 年1回 <input type="checkbox"/> 年2回 <input type="checkbox"/> 年4回 <input type="checkbox"/> 年回	改定後	<input type="checkbox"/> 年1回 <input type="checkbox"/> 年2回 <input type="checkbox"/> 年4回 <input type="checkbox"/> 年回
貸付物件の 使用状況の 変更の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 用途に変更（内容： <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無			
借地契約	地	主たる建物	年 月 日建築（ <input type="checkbox"/> 登記・ <input type="checkbox"/> 推定） <input type="checkbox"/> 堅固 <input type="checkbox"/> 非堅固	
	上 建物	増改築	<input type="checkbox"/> 増築 { 増改築の内容： <input type="checkbox"/> 非堅固→非堅固 <input type="checkbox"/> 堅固→堅固 <input type="checkbox"/> 非堅固→堅固 } <input type="checkbox"/> 無 増改築年月日： 年 月 日 <input type="checkbox"/> 改築 { 増改築後の建物規模： 規模 m ² }	
		所有者	<input type="checkbox"/> 貸付相手方 <input type="checkbox"/> 左以外 { 住所 氏名 (続柄) 変更年月日： 年 月 日 変更の理由：	
借家契約	地	主たる建物	年 月 日建築（ <input type="checkbox"/> 登記・ <input type="checkbox"/> 推定） <input type="checkbox"/> 堅固 <input type="checkbox"/> 非堅固	
	上 建物	増改築	<input type="checkbox"/> 増築 { 増改築の内容： <input type="checkbox"/> 非堅固→非堅固 <input type="checkbox"/> 堅固→堅固 <input type="checkbox"/> 非堅固→堅固 } <input type="checkbox"/> 無 増改築年月日： 年 月 日 <input type="checkbox"/> 改築 { 増改築後の建物規模： 規模 m ² }	
		所有者	<input type="checkbox"/> 貸付相手方 <input type="checkbox"/> 左以外 { 住所 氏名 (続柄) 変更年月日： 年 月 日 変更の理由：	
買受希望	<input type="checkbox"/> 有（買受希望時期 年 月頃） <input type="checkbox"/> 無			
交換希望	<input type="checkbox"/> 有（交換希望時期 年 月頃） <input type="checkbox"/> 無			
同時売却希望	<input type="checkbox"/> 有（売却希望時期 年 月頃） <input type="checkbox"/> 無			
口座振替希望	<input type="checkbox"/> 有（年間振替回数 年 回） <input type="checkbox"/> 無			
特記事項				

（作成上の留意事項）

本様式は例示であり必要等に応じて適宜、加除修正すること。

別紙第 11 号様式－ 1（売払い、譲与、交換又は新規貸付の契約に係る業務）

委託財産処理実績報告書
（令和 年度分）

〇〇財務（支）局（沖縄総合事務局）

局 部 所 別	処理実績													(参考)					
	売払契約締結済 (A)				貸付契約締結済				譲与・交換契約締結済				委託費 計	全体の売払実績 (B)			(A) / (B) (%)		
	件数	数量	売払 価額	委託費	件数	数量	貸付料 年額	委託費	件数	数量	評価額	委託費		件数	数量	売払 価額	件数	数量	売払 価額
件	m ²	千円	円	件	m ²	千円	円	件	m ²	千円	円	円	件	m ²	千円	%	%	%	
合計																			

【記載要領】

1. 「件数」は処分件数とする。
2. 土地と建物が一体となっている場合は、土地の数量等を記入する。
3. 「譲与・交換契約締結済」欄には、上段に譲与契約分を、下段に交換契約分を記入する。
4. 「全体の売払実績」欄には、当該年度分の売払総額（時価及び減額売払の合計額：普通財産統計ベース）を記入する。
5. 単位未満の端数は四捨五入する。

委託財産処理実績報告書
（令和 年度分）

〇〇財務（支）局（沖縄総合事務局）

局 部 所 別	貸付料改定 等対象財産 A		処理実績												委託費 計	
			貸付料改定等済 B				名義書換承諾		増改築等承諾		電柱貸付更新		無償貸付			
	件数	数量	件数	数量	委託費	B/A	件数	委託費	件数	委託費	件数	委託費	件数	委託費		円
	件	m ²	件	m ²	円	%	件	円	件	円	件	円	件	円	円	
合計																

【記載要領】

1. 土地と建物が一体となっている場合は、管理件数が付されている対象区分の件数等を記入する。
2. 「貸付料改定対象財産」欄は、報告年度における貸付料改定及び契約更新対象財産（時価貸付財産）の件数、数量を記入する。
3. 「名義書換承諾」欄は、名義書換えを承諾した件数及び委託費を記入し、承諾料を徴したものがあれば上段に（ ）内書きする。
なお、名義書換承諾に伴う貸付料改定分についてはB欄に記入する。
4. 「増改築等承諾」欄は、増改築等を承諾した件数及び委託費を記入し、承諾料を徴したものがあれば上段に（ ）内書きする。
なお、増改築等承諾に伴う貸付料改定分についてはB欄に記入する。
5. 「電柱貸付更新」欄は、電柱貸付契約更新業務を行った件数及び委託費を記入すること。
6. 「無償貸付」欄は、無償貸付の改定・契約更新業務を行った件数及び委託費を記入すること。

委託財産処理実績報告書
（令和 年度分）

〇〇財務（支）局（沖縄総合事務局）

局 部 所 別	処理実績				委託費 計
	現地等調査等		決議書の作成等事務		
	件数	委託費	件数	委託費	
	件	円	件	円	件 円
計					

【記載要領】

1. 「現地調査等」欄には、当該年度における、現地調査又は関係者からの証明等の収集及び時効確認調査記録カードの作成に対する報酬の件数及び額を記入する。
2. 「決議書の作成等事務」欄には、当該年度における、取得時効に係る決議書の作成、取得時効確認通知書の送付及び登記手続書類の調製に対する報酬の件数及び額を記入する。

委託財産処理実績報告書
（令和 年度分）

〇〇財務（支）局（沖縄総合事務局）

局 部 所 別	境界確定 申請	処理実績						境界確定	委託費 計
	件数	事前調査		立会い		決議書の作 成等事務		境界確定 件数	
		件数	委託費	件数	委託費	件数	委託費		
	件	件	円	件	円	件	円	件	円
合計									

【記載要領】

1. 「境界確定申請」欄の件数は年度内に受理した土地境界確定申請書の件数とする。
2. 「事前調査」欄には、当該年度における、財務局長等が具体的に指示した資料等の収集及び財務局長等が決定する境界確定の補助（現地確認、近隣住民からの情報等収集）、境界調査・調整記録書の作成に対する報酬の件数及び額を記入する。（資料等収集に伴い委託費を要した場合はその実費額を加えた額とする。）
3. 「立会協議」欄には、当該年度における、現地立会協議、立会協議報告書の作成に対する報酬の件数及び額を記入する。
4. 「決議書の作成等事務」欄には、当該年度における、境界確定協議書（案）及び境界標写真の徴求、審査及び境界確定協議書に係る決議書の作成、並びに境界確定協議書の送付に対する報酬の件数及び額を記入する。
5. 「境界確定件数」欄には、当該年度において、境界確定協議書を取交わした件数を記入する。（1 委託財産を 1 件とする。）

委託財産処理実績報告書
（令和 年度分）

〇〇財務（支）局（沖縄総合事務局）

局 部 所 別	処理実績	
	件数	委託費
	件	円
合計		

委託財産処理実績報告書
（令和 年度分）

〇〇財務（支）局（沖縄総合事務局）

局 部 所 別	処理実績	
	件数	委託費
	件	円
合計		

委託財産処理実績報告書
（令和 年度分）

〇〇財務（支）局（沖縄総合事務局）

局 部 所 別	処理実績							
	遠隔地所在財産の 現況等調査費		その他一般管理業務		附帯業務		委託費 計	委託費 総計
	件数	委託費	件数	委託費	件数	委託費		
件	円	件	円	件	円	件 円	件 円	
合計								

【記載要領】

1. 「遠隔地所在財産の現況等調査費」欄には、当該年度における、遠隔地所在財産の現況等調査費を支払った件数及び額を記入する。
2. 「一般管理業務」欄には、当該年度における、一般管理業務の件数及び額を記入する。
3. 「附帯業務」欄には、当該年度における、附帯業務の件数及び額を記入する。
4. 「委託費総計」欄には、別紙第 11 号様式－1 から別紙第 11 号様式－7 の「委託費計」欄の総計を記入する。